

<p>宮嶋委員長</p>	<p style="text-align: right;">(1 3 : 2 5)</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまの出席委員数は全員でございます。定足数に達していますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。</p> <p>本日の議題についてはお手元に配付した次第のとおりであります。</p> <p>なお、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。</p> <p>また、この会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日会議録を確認させていただきます。</p> <p>したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の1、議会運営申し送り事項についてを議題といたします。</p> <p>まず初めに、6月23日付で松田委員、佐々木副委員長の連名にて環境施設組合議会運営の検討課題が提出されておりますので、その内容について事務局から説明を求めます。</p> <p>武田さん、お願いします。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>それでは、事前に配付させていただいております資料の右上に7月19日議会運営委員会資料1と記載のある資料のほうをよろしく願ひいたします。</p> <p>前回の議会運営委員会における議論を踏まえ、6月23日付で本組合議会運営の検討課題として、松田委員と佐々木副委員長との連名にて提出されたものでございます。</p> <p>内容といたしましては、1点目として、申し送り事項は原則検討を進めることとされております。2点目に、さらに検討を要する項目として、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化、議会の多様性に対応する例規の整備、3つ目として広聴機能の整備、4つ目として広報機能の充実、5つ目として会議規則第103条の改正の5項目を、3点目は伊藤紀味枝前議員の発言対応について、4点目は将来的に検討を要すると推測されるものとして、議会のDX、2つ目として議会選出監査委員の要否と存在意義についての提案となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>本件につきましては、前回の議会運営委員会においてご確認をいただき、また、提出資料の1点目にも記載のあるとおり、まずは申し送り事項の協議を基本とし、申し送り事項と関連性が認められる項目については併せて整理を進めたいと思っておりますが、ご意見等ございませんか。</p> <p>山本さん。</p>

山本委員	<p>併せてということなんですけれども、前回も申し上げたとおり、優先事項からやっていくほうがよいの違うかなと、関連事項、関連事項となってくると、どんどん広がりを持って、当初の元の検討課題が薄れるというか、ぼやけてしまうような感じがありますので、そこら辺は注意して、関連事項に関しては注意することが必要ではないかと、このように考えております。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>ほかにございませつか。</p> <p>申し送り事項で残されている8項目のうち、残されているのは傍聴規則の見直し、非常時における議会活動について、特別委員会の活用案の3項目ですので、まずこれを議論するわけですけども、そのときに例えば傍聴規則の見直しについて松田さん、佐々木さんから示されております中身の関連する事項、例えば裏面にあります会議規則第103条の改正で傍聴規則の議論と同類ですと書かれていることも議論をするという意味ですので、何か元のところを広げて薄めるとか、そういうものではないというふうに理解しているのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
山本委員	<p>そのような観点でしたら結構です。</p>
宮嶋委員長	<p>それでは、そのように進めることといたします。</p> <p>協議の進め方ですが、議会運営申し送り事項の③にある8項目のうち、傍聴規則の見直し、非常時における議会活動について、特別委員会の活用案の3項目が一定の結論に至っていないと考えることから、まずこの3項目について、資料1の関連する項目と併せて検討することとしたいと思います。</p> <p>このように進めることでよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>では、そのように進めることとします。</p> <p>まず初めに、傍聴規則の見直しについて検討します。</p> <p>配付資料の傍聴規則資料をお願いします。</p> <p>本資料について事務局から説明を求めます。</p> <p>武田さん。</p>
武田 総務課長心得	<p>それでは、ただいまございました事前配付資料のA3の横、傍聴規則資料No. 1と記載のあるホチキス留めの資料をお願いいたします。</p>

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>まず冒頭、不適切なホチキス留めがございました。ちょっと順序が違っていた部分がございました。申し訳ございません。</p> <p>このA3横の資料につきましては、左側から市の規則、町の規則と組合の規則に加えまして、本日の議論の参考になればと事務局で作成した改正案と想定した論点などを記載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、特に第3条の傍聴人の定員に係る資料として、資料の5ページ、改正案に係る論点整理事項の①の矢印の部分に記載しておりますけれども、1点目として、できるだけ多くの傍聴者を受け入れること、2点目として、議場の秩序を確保すること、3点目として議員の安全が確保され、自由に意思を示せることという観点から、資料A4の右上にNo. 2と記載をしております一般席と報道関係者席に分けて15席の一般席を確保した規則上のレイアウト案をお示しし、先ほど議場にて確認をしていただいたものとなっております。</p> <p>また、委員会を開催する会議室におきましても同じ傍聴者数を確保できる配置として、資料の右上にNo. 4と示しております会場のレイアウト案を示しております。そのレイアウト案につきましては、今、議長、副議長が座っておられる間のパーテーションをよけてこのように椅子を配置するというものでございます。</p> <p>なお、現在までの傍聴者数の実績からして、通常の会議時におきましてはそれぞれ同じ資料の裏面に示しておりますNo. 3とNo. 5による運用をさせていただきたいと考えておりますけれども、その運用部分につきましては適宜状況を見極めて、その数より減ることもあろうかというふうに考えているところでございます。</p> <p>また、車椅子の専用席につきましては、特定のスペースを確保しておりませんが、いわゆる固定式の椅子ではなく可動式の椅子であるということからも柔軟に対応してはどうかというふうに考えております。</p> <p>あわせまして、資料4ページには関連すると考えられる組合議会会議規則第103条につきましては、市と町、組合のものを掲載しておりますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>また、本件については資料1の2の①及び⑤が関連しますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>この項目について松田委員、佐々木副委員長から何か補足説明等、ございますでしょうか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>補足というか、前から申し上げているように、傍聴規則自身が極めて管理的な要素を持っていて、本来地方自治の主権者は住民だけ</p>

佐々木
副委員長
つづき

も、住民に対して負託を受けている議会のほうがえらくて、見に来る人は管理するといったものがあるので、そこはちょっと根本的に発想を変えるほうがいいと思うのが大前提です。

その上で、傍聴席の数については物理的上限がありますから、際限なくとはならないんですが、考え方として、精華町議会の傍聴規則を改定したときの考え方は、いわゆる見た目では判断しないと、入るかどうかという、傍聴、議場なり委員会室に入るかどうかという点検段階では、見た目では判断しないというのを前提にしているんです。

その上で、入った後、入ってきて傍聴席に着いた後に関しては、セキュリティ上の規制はかけるけれども、それ以上の規制はかけないというのが考え方でした。

同時に、これは会議規則のほうとも関連はするんですけども、今、皆さんスマホを持っているわけです。恐らくほぼ持ってますよね。アウトですよ、今のルールどおりにやれば皆さんアウトなわけです。録音機能、撮影機能があるわけでしょう、カメラと録音機ですよ、言い換えたら。

それをしかし、じゃ、現実問題として傍聴に来た人にスマホを渡せと、事務局に出せと、持ってたら議場なり委員会とかに入れないよということと言い切ることについては逆に現代に合っていない。逆に非常識的な話になるわけで、そしたらもう持って入ってもらってもいいんじゃないかという発想です。

しかも冒頭に申し上げたように、主権者は住民ですから、主権者が、自分たちが負託した議員さんがそろっている場でやられていることを写真も撮れないし録音もできないという話にもなかなかならないし、今の状態、さっき申し上げたようにスマホとか電子機器が発達していて昔だったら録画残しているのは見た目で分かったけども、今なんて別にそういう状況が分からなくても、この辺でスイッチぽんと押せば録音できるわけですよ。現実的にそれは規制がしようがない状態になっているわけです。

ですから、あまり現実の状態を無視してきつくしてもあまり意味がないということもあるので、精華町議会の考え方は、録音・録画もご自由にと、ただし議場や委員会室で審議の邪魔はしないでねという程度の規定にさせてもらっているんで、その辺を中心にやってはどうかと思うのと、もう一個はこの間の、今日も暑いけれども、健康管理上の問題からいって、多くの議場では飲食禁止になっていますね。食のほうは確かにまあまあそうかなという気はするんだけど、飲のほう、今日も私、水筒を持っていますけれども、もしこれ、ここで飲んだらアウトですよ。今の条項からいけば。という話になるわけですよ。

けども、私らもそうだし、傍聴者だって健康管理上、一般的に今は、夏なんかはちびちびと要するに水分補給をせよというのが常識になっているわけで、それを一々、議員の場合は席を立てていかないといけないとだめだと、休憩中に傍聴席に座っている人はそこで飲まずに廊下に出なきゃならないのかという話にならないわけですから、で

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>きるだけ健康管理上の問題としては緩和をすべきだろうとは思っています。</p> <p>ですから、まとめて言えば、いわゆる要らん規制は省くと。だから、議場のいわゆる審議がちゃんとできる状態と議員やその関係者に、または他の傍聴者に危害が加わることがないような状況をどうするかという点を議論というか、に従って例規というルールを変更したらどうかというのが主なことです。</p> <p>この問題で最終的に問題として言わせてもらったのは、いわゆる現行第4条の規定ですよね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっとごめんなさい。一つ一つはやりますので、そこまで具体的なことは。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ぜひその方向で検討願えたらということです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それでは、ただいまの説明を踏まえて、資料に沿って条文ごとに確認をしていってはどうかと考えますが、これについてご意見ございますでしょうか。</p> <p>(結構です、異議なしの声)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、条文ごとに整理をしたいというふうに思います。</p> <p>まず、第1条について、傍聴規則の趣旨、目的が記されておりますが、これについてはいかがでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>趣旨と目的、文言は違いますが、おおむね前文の大きなくくりという意味でこれでよいと思います。木津川市の議会、そして精華町の議会を包括していて、これで妥当なものだと私は判断いたします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、ございませんか。よろしいですか。</p> <p>そしたら、第1条の規定はこの改正案に示されている文言でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>では、そうさせていただきます。</p> <p>続いて、第2条の傍聴席の区分であります。これについてはいか</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>がでしょうか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>私ばかりでいいのかな、皆さん。 これは全部、市も町も、そして改正案も同じですので、これでいいと思えますが。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>では、第2条の傍聴席の区分についても改正案どおりとします。 次に、第3条、木津川市の場合は、市議会では第4条ということになります。傍聴人の定員について、この規定についてはいかがでしょうか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>定員はさっきも申し上げた、物理的なものがあるから一定は決めなきゃならないのはそうなんだけど、この第3条第1項の後段の部分、つまり議長が認めた介助者の扱いについては、事務局がつくってくれた5ページにその論点整理がされているわけです。この5ページのところの論点をどう考えるかというのが第3条のポイントかなというふうには思っているところです。</p> <p>だから、ここで争点になるのは、例えば自由に意思表示と、これは議員のことを言っているんだと思うんだけど、自由な意思表示ができない状況というのは何を想定するのかということにもなるし、②に書かれているような「傍聴人が必要とする介助者数については、検討を要する」と書かれているわけで、これをどういう運用をするのかというのは若干共通認識にしておいたほうがいいのではないかとこのように思っているところで、私は傍聴者が必要とする人数でいいだろうと思っています。</p> <p>例えば、車椅子で来られた方が常時2人の介助者が必要だとなれば、それはそれで本人の申出があればそれを認めると。手話通訳さんに関しても、基本的にその瞬間に表現をしている方は1人だけでも、業界のルール、申合せで大体15分から20分には交代する、長時間連続業務に就かないというのがその業界の申合せ的なものがありますから、最低2人要するという話でありますから、取りあえずこれはそういった介助が必要とされる方の申出に沿って原則それを認めるという方向で確認ができれば、この規則上の条文に関しては特にいいとは思いますが、申合せかどこかでそれを議長が認めた介助定員というのをどこかで規定をしておく必要があると思います。</p>

宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	佐々木副委員長がおっしゃられたように、介助者ですね、これは議長がそういうことも含めて判断されるという条文と私は理解していますので、特段そこに介助者の申出を、理由を聞くとか、そんなのを含める文言は必要ないという考えなんですけれども。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	文言を条例にとは一言も言ってませんよ。この条文を変えろと言っているわけではなくて、実際の運用をするのは議長なり委員長なんです。その議長や委員長が判断する際の判断基準を申し合わせておかないと、例えば宮嶋委員長の場合は3人でもいいよと言うかもしれないし、もし代わったら1人しかあかんと言うかもしれないし、そんなことがあったらやっぱりおかしなわけで、だから、議長や委員長が判断をする際の一定の目安というのは、その人に、その時々議長の議長や委員長に任せ切りにするのでなしに、一定組合議会としての考え方は整理をしておく、だから数字が何だと言っているわけではないです。うちの組合議会として、やはり私が言った例としては、介助を受ける方が、つまり傍聴者本人が申し出た必要人数であればそれは原則的に認めるというような運用もどこかに、申合せ事項かどこかに書いておけば、それを見て議長や委員長が判断するわけだから、山本さんがおっしゃるとおりそれでいいと思うんですけども、それだけの話で、別にこの条文をいらうと言っているわけではありません。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	条文はいらわずに申合せ事項なりで共通認識をすると、共有するという申出であると思うんです。そんなのも含めて議長は判断しているものだと、何も申合せ事項をつくらなくても、また時に応じて変わっていくものです。そしたら、申合せ事項もまたその都度、その都度で、そういうことも含めて議長は判断するがゆえに、また議長という職責を任されているという、私は判断をしております。
宮嶋委員長	ほか、いかがですか。今、この条文案はそのままでいいけれども、介助者の人数等についての判断基準を申合せで定めてはどうかという意見があります。 松田さん。

松田委員	私も、十分承知してなくて申し訳ないんですが、申合せ事項というのはほかの条項に対してもあるのかどうか、もしあるのであれば、申合せ事項の一つとして今言われた議長の判断基準についても示しておくということは合理的じゃないかなというふうには思います。議長さんは代わるわけですから、一定の客観的な基準があれば、どなたが議長になられても、それは一定物差しがあるわけですから、分かりやすいというふうに思いますので、ほかの件に関して申合せ事項ってあるんでしょうか。私、ちょっと知らないのでお尋ねしますが。
宮嶋委員長	事務局長。
松井事務局長	私ども組合のほうの組合議会で持っております申合せ事項といいますのは、前回の臨時会のときに申し送り事項とともにご説明したときにお付けしておったかなと思うんですけども、幾つかの項目を定めております。それは会議規則とかそれに直接ぶら下がってやっているというよりも、組合の運営ということですので、特に縛られずに約束事として皆様が合意された内容を記すということでご認識いただければいいかと思います。
宮嶋委員長	松田さん。
松田委員	<p>でありましたら、ここで議論していただいて、共通認識していただけるものであれば、申合せ事項の一つに加えていただくというのも方法ではないかというふうに思います。</p> <p>だから、この第3条そのものはこのままで置いておいて、申合せ事項の中に加えていくということですね。</p>
宮嶋委員長	ほか、いかがでしょうか。 まず、山本さん。
山本委員	今、松田委員がおっしゃられたことは、傍聴に関して、その分野に限って特定の申合せ事項という理解でよろしいですか。
宮嶋委員長	松田さん。
松田委員	私自身が今思ったのは、今委員がおっしゃいましたように、議長がこの介助者、傍聴者の方が何人介助者を必要としてここまで来られた

<p>松田委員 つづき</p>	<p>のかというようなことを判断をする基準ですね。だから、実際そういう場面があるのかないのかというのは分かりませんが、一定整理をしていくという意味では、そういうことを申合せ事項に加えていてはどうかという意味です。傍聴に関しての件です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>申合せは別に議会によっていろいろあるわけで、傍聴規則に関する申合せもあれば、議会運営に関する申合せもあるわけですから、それは申合せ一般でいいと思うんです。</p> <p>そもそも、この傍聴規則の運用をするのは、現実、議長じゃないでしょう、事務局なんですよ、実際に運用するのは、対応するのは。議長が議事進行中に、5分遅れてきた人に対して、休憩して、議長が傍聴者のところに行っていって言わないじゃないですか。お互いにそんなことやってないでしょう。議長は議長で議事進行をしているわけですよ。実際に対応するのは事務局ですよ、おそらくそうですよ。</p> <p>だから、この問題は一応、文言上は議長と書いてあるけれども、判断するのは基本的に事務局なんですよ。そのときの判断基準が要るよと言っているんです。わざわざ一々3分遅れてきた人、5分、10分遅れてきた人、一々議事を止めて議長に、すみません、今来られたんですけどもって事務局が言うはずないじゃないですか、そんなこと。</p> <p>だから、このルールというのは、いわゆる実際、文言上は議長であっても事務局が客観的に議会から委任されて判断するということになってくるわけだから、現実問題として。そういうときに一々合議して、例えば合議やっているいとまはないわけだから、もう大体ここでこんなふうな範疇だったらいいよということを申し合わせておけば、その範囲で判断してもらったらいいだけの話ですから、現実的に考えましょうよ、現実問題、どういうふうになっているか、委員会で。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>現実問題ですから、現実には議会なり委員会開催中に介助者を伴って来られた、現実的にそれを一々事務局の者が判断できないから、議長に今来られたからどうですと、そういう現実的にはそうではないと思うんですよ。ちょっと止めるのではなく、メモ用紙でも議長にこうですからと、それでスムーズに進んでいる部分があるんですけども、一々止めてどうこうやっているわけじゃないと思うんですけどね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。 武田さん。</p>

<p>武田 総務課長心得</p>	<p>すみません、事務局としてこれを作成した思いといいますか、どういふところに意図があるかというところを少し説明させていただきたいというふうに思います。</p> <p>この議長が認めた介助者につきまして、実際に事務局が医学的な知識を有しているわけでもございませんので、例えば車椅子で来られて介助者が2名おられて、その方々に対して判断というのは事務局はできないと思っています。ただ、例えばこの規定がないばかりに1人の方が、例えば10人の介助が要るんだということになりましたら、会場のキャパシティの関係もございますので、そこはちょっとお話を聞かせていただくということになってこようかというふうに思いますので、いわゆる想定をしていることについては、1人の方が例えば複数、多くの人数の方を介助者として連れてこられたというところに対して対応するというためのすべをここにつくっているというふうにご理解をいただければというふうに思います。</p> <p>通常、議会運営しておりますと当然、議長、運営していただいておりますので、止めてというわけにはいきませんが、そういった判断が必要な場合につきましては、当然議長に相談をさせていただくことになろうかというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと現実的な話をしましょうよ、本当に。今の山本さんの話だと、木津川市議会は一々、傍聴者が途中で入ってきたら事務局がメモを議長に渡しているというふうになっちゃうんですよ。</p>
<p>山本委員</p>	<p>合議が必要なときですよ。そのようにおっしゃられたからですよ。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>いやいや。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>そのように精華町はやってないので、よっぽど特殊な、ほんまに1万件あったら1件ぐらゐの特殊な例の場合、先ほど武田さんがおっしゃったような話が起るかもしれないけれども、通常は大體二、三人じゃないですか、介助者は。10人連れてくる、絶対ないとは言わないけれども、まず起こりにくい、そんなことは。じゃ、例えば今のこの議論というのは、1人の傍聴者に対して1人だったらいいけれども</p>

佐々木副委員長 つづき	2人以上は駄目だという運用をされてあったら、そしたら、下手したら車椅子で来た方の安全が確保できないということが起こる可能性があるじゃないですか。その方が2人介助が必要だと、常時ね、という場合でも、そのときの議長が、いや1人だと、1人しかあかんと事務局に指示したら、それは生きてくるんですよ。だから、私は何が言いたいかというと、議会の都合で決めるんじゃないしに、主権者たる傍聴者の生活実態、また安全確保上の必要性、その判断をすべきであると言っているんです。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	介助者の立場に立って2人か3人、1人かもしれませんが、それは大いに私もその意見は当然、私もそういう考えをしております。その中で、今おっしゃられたように介助者は二、三人が多いのではないかと、例えば議長が1人しか駄目だと、この判断を議長はされますかね、現実問題として。
佐々木副委員長	するかもしれませんね。
山本委員	かもしれません。けどもその判断はしないと思いますよ。それがまた議長たる、選出された者の責務だと思いますよ。
佐々木副委員長	違います。
山本委員	そこは違いますというのは、もう意見の。
佐々木副委員長	違う、違う、そうじゃなくて。
宮嶋委員長	佐々木さん、発言を控えてください。
山本委員	二、三人という数字を申合せしますが、先ほどもありましたが、全員、善意であろうとは思いますが、介助者を例えば5人欲しいとか、そこら辺の我々はその想定人数まではなかなか、申合せ事項として

山本委員 つづき	人数を限定するというのは難しいのではないかと思います。だから、介助者、人数を限らずに介助者を必要と認めたというのは人数も書いてないんですから、それは議長の判断で、2人来られた、それでいいの違いますかね。例えば7人来られた、これはちょっと判断を仰がなければ、そこら辺は適当な人数ということでもいいのと違いますかね。何も申合せ事項で人数までを縛るということは。
宮嶋委員長	よろしいですか。 では、谷口さん。
谷口委員	今、佐々木さんが言われているのは、この改正案のままでいいんだけど、申合せ事項に介助が必要な傍聴人を尊重するというようなことを申合せ事項に書いておきましょうという提案と理解しているんです。私は、それは何ら問題がないと思いますし、この改正案に書くこともできるのではないかと思います。そこまでする必要がないにしても、申合せ事項に書いておくというのは、私は別に何の問題もないんじゃないかと思うので、書くことに賛成しています。
宮嶋委員長	ほか、ご意見。 谷川さん。
谷川委員	<p>精華町の議会の傍聴規則でいいますと、傍聴人が必要とする介助者等は定員に含まないと書いていますね、こういう形で。今回、改正案では議長が認めた介助者は定員に含めないと、その1行があるのかないのかの違いですわね、佐々木さんがおっしゃっているのは。</p> <p>精華町の場合、例えば今の介助者、現実的に過去精華町議会で何人の方が現実的に一番多いときに来られたのかなと、人数的に、介助者、介助される方の。定数は含まないと何人でもええということですよ。今回、これで議長が認めたという文言が入っているだけですから、この文言、別にカットしたら精華町と同じになるわけですね。ちょっと私が勘違いしてたらごめんなさいね。</p> <p>そしたらカットしたらどうですか。もう精華町と同じでいいとおっしゃっているのかと思ったからね、カットしたらいいのちゃうのかと、思い切って。</p>
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	今、谷川さんの意見は分かりました。要するに精華町議会の傍聴規則にほぼ同じようにすればいいというのはそのとおりだと思います。

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>ただ、私はこだわっているのは、要するに、つまり傍聴希望者本人の判断でこの傍聴の介助人数を決めるのか、議会側の判断で介助人数を決めるのかの違いなんです。だから、私が言っているのは、本人が主張しているのだから傍聴本人の判断で人数は決めてもらったほうが、さっき申し上げたように安全が確保できるし、逆に言えばこちら側が責任を問われないわけで、下手に議会側が判断するという条項を入れちゃうと、本人が3人とやったから3人にしたと、結果的にそれで事故が起こって命が危うくなったとなったら今度は議会側の責任が問われちゃうので、責任を転嫁するわけじゃないけども、そういった意味では、必要な人数は議会側が決めるんじゃないしに、それは傍聴者ご本人の申出をまず尊重すべきだと。</p> <p>今回、そこまで議論する気はないけども、この介助者問題でいえば、本来からいえば、例えばガイドヘルパーとか手話通訳を議会事務局にお願いすれば配置してくれる議会はあるわけですよ。自分で連れてこなくても、あるわけですよ。本来、そこまでいったらいいと思うけども、取りあえずそこまで今一足飛びにいきにくいから、ご本人が連れてきた介助者ということでもいいと思います、今のところは。ご本人が必要と思って連れてきた介助者については一応議会側に裁量権はほぼないような感じで認めるという趣旨で今ずっと発言をしているわけです。</p> <p>だから、この第3条の事務局改正案の条文、議長がというのをもし取れないのであれば、先ほど申し上げたように、それは傍聴人が申し出た人数を認めよう。そのほうが、さっき言った、何度も言ってますけども、議事運営中に議長が手を止める必要はないわけだから、議長が委ねられた事務局職員が判断して、本人が2人と申し出たら2人どうぞと言えど何の問題もなくスムーズに行くという話ですから、そのほうが議会運営上スムーズだし、ご本人の健康、安全管理からいったって妥当なわけですから、もしその今の谷川さんの意見も一つ選択肢だと思しますので、その場合、議長が認めたというこの文を削れば成立するという話になりますから、どちらかです。本文から議長のこの部分を削るか、もしくは初めから申し上げているように、本文はこのままにしておいて申合せで一定の判断基準を事務局に任せるというふうにするのか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>さきに質問している精華町の傍聴規定の中で、そういう方が何人、一番たくさん来られたかという質問に対して答弁されていませんので、教えてください。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>精華町議会に関しては、傍聴者と介助者を実際問題明確に分けたことはありません。だから、ケース・バイ・ケースなんですよ。要するに、残念ながら傍聴席がいっぱいになる事態ってあまりなかったから、要するに介助者も傍聴者の一人として入っているわけですね、従来は。だから、このケースは発生してないわけですよ。例えば、傍聴席が10席しかないと、9人はもう決まっていて10人目に介助の必要な人が来たと、そしたら、もしその介助者は1人いたら11人になりますよね。定数オーバーするということが起こるんだけど、そういうことは残念というかラッキーというか、起こってないので、それはもう普通に手続をしてもらっているような状況。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>それで、あまりそういう細かいことじゃなくて、現実的に精華町も木津川市もそういうことは起こってないんですわ、現実的に10人来られたとか5人来られたとか。最大2人だと思っております、右と左におるだけで安全に介助すると。だから、やっぱり一定こんな判断できるかと思うから、議長の采配でもいけるかなと私は思うんです。2人仮に来られたとしたら。それをまだその細則みたいな形でなくてもいいの違うかなと。山本さんが言うてはるように、そこまで綿密にしていかなんのかなと、今も先ほど会場見せてもらった、12人でした。ちょっと聞いてください。12人でした。過去に6年間の間に最大何人来られたのかと、私はまだ議員してませんねん、4年間、知りませんのでね。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>全然それは関係ないでしょう。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>現実のことをちょっと聞きたいんです。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>全然関係ないです。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>関係はないけど聞きたいんです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。 ちょっと質問があるので、分かりますか。傍聴人数。 武田さん。</p>

<p>武田 総務課長心得</p>	<p>本会議でいいましたら、これは令和4年第1回定例会、第2回定例会、それぞれ市と町の職員が1名ずつ2名入っておりまして、その他1名がございました。令和5年につきましては市町職員が2名が定例会と臨時会、それぞれあったというところでもありますので、いわゆる一般傍聴者というのはほぼなしということでございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>今、現実には何人いたとかいなかったとかという話をされていますけれども、私はそういう次元の話ではなくて、この傍聴規則にそのように、傍聴人が必要とする介助者を定員に含まないというふうを書くことによって、やはり議会の姿勢というものを表すという意味が、そっちのほうが私は重要だと思うんです。介助が必要な人を主体に私たちは傍聴人を受け入れますという姿勢を持っているということを示すということが大事で、現実には何人来たかとか来てないとか、そういう話、もちろんありますけども、その前に私たちの議会はそういう立場ですという意思表示になるので、私は、議長が認めたというのは削除して、精華町議会のように、傍聴人が必要とする介助者等は定員に含まないというふうにはっきり書いておくことが大事だと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>幾つかの意見があります。 一つは、この条文どおりにする。ただし、議長が認める判断基準というものが要るだろうから申合せで決めてはどうかというもの、それと、もともとの申合せ事項は要らないという、それから最後に出ました、議長が認めたという文言を取って傍聴人が必要とする介助者は定員に含まないものにする、3つの意見が出ているように思うんですが、具体的に議長が認めたというところを消すとしたら、精華町議会にあるように、必要とする介助者は定員に含まないものとするでいいと思うんですが、佐々木さんの言われる判断基準というのは具体的に文案というのがあるんですか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>基本的には精華町の傍聴規則の趣旨で発言をしていますので、いわゆる傍聴に来た方が、私には例えば2人の介助者が要するという申出があったら、それは本人申出により認めるというふうな理解をさせてもらっています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>となりますと、議長が認めたという文面、文言を削ればもう要らないということではないですか。</p>

佐々木 副委員長	はい。そういうことです。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	委員会や本会議進行中に障害者の方が介助人を連れて2人介助者がいますと言われたら、それは事務局の判断でされるということですか、精華町では。
宮嶋委員長	手を挙げてお願いします。 佐々木さん。
佐々木 副委員長	基本的にそうです。ですから、私が知っている範囲では、議長や委員長が議事進行中に、傍聴者の扱いについて事務局から問合せというか打診あった姿は見たことがありません。基本的には事務局の判断でやってもらっています。
宮嶋委員長	では、ちょっともう整理をしたいと思いますが、議長が認めたという文言を削ることについて何か異論がある方はおられますか。削るべきではないという。 山本さん。
山本委員	私は、議会だったら議長、委員会だったら委員長が進行に対して権限を持つものだと、その進行に対してというのは、傍聴人も含め議事が秩序ある、そしてスムーズな進行にとって、傍聴人もある程度その進行にとって含まれるものだという理解をしておりますので、だから、議長または委員長、ここでは議長になっていきますけれども、それが必要だと私は判断いたします。そして、一般通常的な判断で介助者が二、三人と、1人の場合もあるかもしれませんが、通常のあれでしたら別に事務局がやっているというのも、議長がある程度容認しているから、それで事務局が判断して介助者を中に案内するという形になっている、そのように理解いたしますが。
宮嶋委員長	ということは、山本さんはこの文面、原案どおりでやるべきだということですね。
山本委員	そうです。そしてさらに、申合せ事項は議長が、先ほども言いまし

山本委員 つづき	たように、そういうのも含めて職責を果たすものであって、また果たすべきものが議長になっているという考えでありますので、これで申合せ事項も必要ないという考えです。
宮嶋委員長	はい。ほかの方はどうですか。 松田さん。どうぞ。
松田委員	先ほど谷口委員がおっしゃったように、私もこれを読んだときに、議長が認めたというのを削除すれば、細則をつくるとかいろいろしなくても、それだけで通用する文章ではないかなというふうに思っていましたし、先ほどおっしゃったみたいに主体者は傍聴人の方でありますから、やっぱり山本委員が言われたように、そういう議会そのものの担保は議長であることは間違いなくそうでありますけれども、この件に関しては傍聴者の方のやっぱり一番立場を考えて決めるべきだと思うので、私はこの議長が認めたという文言を削って、傍聴人が必要とする介助者は定員に含まないというふうにすれば、細則などつくらなくてもすっきりするのではないかというふうに思います。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	ちょっと事務局に聞きたいんだけど、何でこの原案に議長が認めたというのが入ってきたのかということです。この資料で参考にされているのは、木津川市のものと精華町のものですよね。どちらにも議長権限は書いてないんですよ。2つにないのに、今のうちの傍聴規則にもないじゃないですか、基本的に、定数に関しては。傍聴券発行は議長の文言は入っているけども、定数条項についてはうちの分にもないんですよ。つまり、3つにないものが何で、議長が認めたという文言が入ってきたんですか。
宮嶋委員長	武田さん。
武田 総務課長心得	議長が認めた介助と、先ほど申し上げましたけども、通常私たちは医学的な知識があるわけでもございませんので、いわゆる車椅子の方が来られて介助が例えば2名必要なんだと、それが正かそうでないかという判断はできないというふうに認識をしております。その上で、議長が認めたというのを入れた理由といたしましては、例えばですけども、1人の方が10人の介助が必要なんだというところがあったケースに対応する。

佐々木 副委員長	空論はやめてください。空論は。 あったんですか。
武田 総務課長心得	いや、想定を、そういうことがあった場合にも対応できるようにと いう形で入れさせていただいております。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	今の理屈だと、事務局は医学的に判断しませんとおっしゃるけども、議長にやらすんですか。今の話だと、山本さんは議長だ、議長が判断してとおっしゃるけども、医学的な判断を、傍聴者の、議長にやれということになるんですよ、この条文は。事務局は判断できないから責任持ちませんよ、議長の責任ねと言われたって、私らかなわないじゃないですか、誰がなるか分からない議長に。そんな責任を議長に負わされたら、誰も議長をやりたくないですよ。だから、そういう意味で、何で今までなかったものが出てきたのと。だって、今の話だところですよ、議長に最終判断の責任を任せると、任せたいからこれを選んだというのが今の説明でしょう。
宮嶋委員長	事務局長。
松井事務局長	追加で申し上げるわけではないんですが、今課長が申しあげましたように、医学的な判断というのが一つあります。あとは、いわゆる悪意を持った部分が想定としては一つあると。
佐々木 副委員長	例えば。
松井事務局長	傍聴、これ今15人と規定をしております。介助者は入りません。15人を超えた場合は通常は入れません。ただし、中に入られた傍聴者の方が私の介助者だと申されれば、その方がこの適用、議長が認めるという言葉も何もなければ入れることになります。 そのときに、見た目、例えばですけれども、悪意の話ですので、例えばですけど、健常に我々が見える方であっても骨が悪いとか見えな部分で悪い、私、3人ちょっと要と言われたら、この規定で議長が認めたと一定の縛りがなければ全て認めることになります。私ら事務局として止めることはできません。 ただし、議長が認めたという文言を入れていただければ、一旦何か

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>しらのお問合せ、あるいはご質問をさせていただくこともできます。議長に関しては、議場の秩序権をお持ちですので、議長がいわゆる医学的な判断であるとか、善悪の判断であるとか、そういったことを議長に押し付けるわけではなくて、議場の秩序という面でいきますと、あとはいいわけかもしれませんが会場のキャパシティの問題もございます。そういった意味でどこまで人を入れるのかとなると、やはり一定どこかで線を引く必要はあるだろうという考えはございます。</p> <p>その上で、先ほど言いましたようにまずは何人必要かというような医学的見地とか、あるいは見た目とか、それぞれあります。そういったものを判断しながらですが、どこかで一定線を引かないと、オールフリーということになりますと我々も止める手だてがありませんので、それを受け入れるために今度は何かしらの工夫をしなければならぬということになってまいりますので、一つこういった部分の何か基準、基準というか線を引く部分というのは持つておくべきではないかなという考えはございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>今のはもう一つおかしな話ですよ。要するに有権者を悪人だという前提で議論しているんですよ、まず。</p> <p>それはちょっとおいて置くとして、さっきからちょっと話がややこしくなっている理由としては、私、冒頭に申し上げたけれども、傍聴規則は基本的に認めるべき、ただし、段階によって規制がかかってくるでしょう、普通の傍聴規則というのは。まず人数を決めます。その見目で、もちろん精華町はないけどほかの多くは見目で決めます。異様な服装をしている人と書いてあります、大体、ほかの傍聴規則には。異様な服装って何という話じゃないですか。茶髪は駄目と言われかねないし、アロハは駄目と言われかねないわけですよ。</p> <p>だから、そういった、私が申し上げたいのは、主権者を扱うわけだから、見目で判断やめましょうよと。だから、議事進行とかほかの傍聴者も含めて他人に危害を加えるような行為は規制しなあかんけども、最大限それにしといて、あとの見た目とか人数とかいうのは、基本的に物理的なキャパはあるから、それは必要だと思うけど、制約は、それ以上のものは問う必要はないと思っているんです。</p> <p>なおかつ、今おっしゃったように、議長には、または委員長には議事整理権があるから、もし何か起こったらその議事整理権を活用できるじゃないですか、そこは。あとの条項であるんだから、それは。または法の第130条があるんだから、自治法の。あるでしょう。130条の規定、あるじゃないですか。</p> <p>そもそもの規定を使えばいいのであって、なぜ定員のところにわざわざ、つまり、来はって傍聴、もう着くその瞬間、会議が始まった瞬</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>間でわざわざ議長権限を入れ込んで、違うとおっしゃったけども、これ完全に議長に医学的判断とか、またはその人が善人か悪人かという判断を押し付けるという話になりますよ。それはまずいよ、やっぱり。まずいですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってくださいね。 ここは、事務局案が土台ではありますけれども、これに別に縛られる必要はないので、今ここで委員の皆さんが、議長が認めたというのを削除したらどうかということで、決まればそれでいいわけで、そのところの事務局案のここがまずいとかどうやと、そういう議論をしていけば際限なく時間がかかりますので、もうそこは置いておいてもらって、ただ、委員の中には、山本さんがこのままでいいのではないかというふうに言われていますので、これは8人の議会ですので、基本的には皆さんの合意で進めたいとは思いますが、ちょっと待ってください、だからこれ、今、第3条目のところでそういう議論になっているわけですが、後々もそうなんですけれども、これの決め方はどうですかね、最終的には全員一致の確認で進めたいとは思いますが、議論を尽くした上で多数決ということもあるのか、ちょっとそのところの、本筋からそれるかも分かりませんが、そこが決まらないとなかなかこれ、議論がいつまでも同じところを繰り返すようなふうに思うので、それはどうでしょう。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>全員一致が好ましいとは思いますが、一応議運となりますと議決機関になります。適正な時間配分で議論をした上で全員一致に整わない場合は採決もやむなしといえますか、採決で進めていくというの必要ではないかと、このように思います。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがですか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>私も基本的には全会一致がいいと思っています。ただ、異論がある方も当然、存在することもあり得るので、その場合、異論にいわゆるこの議論の争点に合っているんだとしたら、その異論が合っているのであれば、それは若干保留しておくのもあり得るだろうと思うけども、その論点が争点に合っていないのであれば、それは多数決原理は仕方ないという、そういう判断はしています。 さっき、そこで1点申し上げたのは、谷川さんが先ほど言われた傍聴人の話ですけども、今おっしゃったのは、そもそもこのセンターができてからの話ですよ。私、前の打越台からの議員もやったことが</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>あるんだけど、現実にはたくさん来たことがあるんですよ。それはなぜかという、当時、幾つか木津町時代に鹿背山とかいろんな候補地が出ましたよね。二転、三転という、長い時間がかかって。</p> <p>そのときに候補地に上がった方、地元の方がたくさん見えられていました、傍聴に。前の西部塵埃のときの打越台の傍聴、議場にいられていました。だから、要するに傍聴人が来るときは平常のときとかじゃなしに、やっぱり自分たちと関係あることだと思った住民が、やっぱり関心があるからどういう議論をするんだろうと聞きに来るのは当たり前なんですからね。</p> <p>ですから、今、過去の実績が平穩無事だったところだけで判断するのは非常におかしな話であって、それはやっぱり市民の関心事というか、傍聴者は波がありますからそれを想定して、事務局がおっしゃったように最大限物理的に可能な最大限入れてあげるという方向でよろしいかとは思いますが。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>そしたら、修正案として出されているのは、傍聴人が必要とする介助者は定員に含まないものとするというのが修正案として出されています。議論は一定尽くしたというふうに思いますので、山本さんからもそういう、最終的には多数決もという話もありましたので、この議論の質疑を終わらせていただいて、一つ一つ決めていくという観点から、修正案について採決をしたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>原案、まず採決の提案項目といいますか、それは2つということですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、すみません、修正案として出されたのは、議長が認めたという文言を削ると、そして、精華町議会のように、傍聴人が必要とする介助者は定員に含まないものとするというのが、今ちょっと文章はありませんが、先ほど出た修正の中身やというふうに思います。原案に対して修正案が出ていますので、まず修正案から採決をしたいというふうに思っております。修正案が否決されて原案ということになるかと思うんですけども、それでよろしいですか、山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>原案このままではなく、あと申合せを添付するかという案もありましたが。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それは佐々木さんのほうからそういう修正案であればそれは必要な</p>

宮嶋委員長 つづき	いという発言がありましたので、だからもうそれは必要ないというふうに思います。
山本委員	確認いたします。この改正案の文言、詳しく言いますと、議長が認めた介助者というこの文言の議長が認めたというのをつける、この文言をつけるか、消すかということで改正案と修正案、この2点についての採決という理解でよろしいですか。
宮嶋委員長	<p>だから、ちょっと文章が文面ではありませんけれども、精華町と同様に傍聴人が必要とする介助者は定員に含まないものとする、これが修正案です。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声あり)</p> <p>そしたら、採決をします。今の修正案に賛成の方は挙手願えますか。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>賛成多数ですので、傍聴人の定数については第3条、一般席の定員は15人とする。ただし傍聴人が必要とする介助者は定員に含まないものとするということで決定しました。</p> <p>はい、山本さん。</p>
山本委員	<p>修正案決定で結構です。</p> <p>その中で、修正案の中で介助者は定員に含まないですが、この介助者が来られる以前に15名の今傍聴者がおられます。そこへ介助者が5人か何人か知りませんが来られて、傍聴者の定数を大きく人数が増えるという場合はどのようにする、また判断は誰がされるんですか。それでもどんどん入っていただくと、介助者も入っていただくという理解なんですか。</p>
宮嶋委員長	今のはあれですね、現実的にどう運用するかで介助者を含めて15人を何人かオーバーしたときに席は間に合うのかということですか。
山本委員	そうです。
宮嶋委員長	分かりました。

山本委員	その修正案の理解を求めます。
宮嶋委員長	今のような想定について事務局、何か考えありますか。 事務局長。
松井事務局長	今、議場のほう、この会議の前にご覧いただいたかと思います。傍聴席数は今のあの形、見ていただいた形で15人、記者席も用意した形になっています。入れるとなれば、今の一番壁際、一番後ろにあった椅子、あれが可動式ですので、あの椅子の部分の後ろ、あるいはあの椅子の両端をよける、広げる、こういったことで会場をいっぱい使って対応するというのが一番現実的な形かと思います。 以上です。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	そういたしましたら、一旦議事を止めて、そういう介助者を入れるという、設営をするということですね。
宮嶋委員長	事務局長。
松井事務局長	会場にまだそういった議事を止めずにも事務局のほうで後ろのほうですので、区分けされた部分ですので、対応できるということであれば事務局のほうで対応させていただきます。ただし、大きく椅子を動かす、机を動かす、そういったところで議事に影響があるようであれば、議長のほうに暫時休憩をお願いしたいというふうに思います。
宮嶋委員長	よろしいですか。
山本委員	はい、結構です。最後は議長ですね。
宮嶋委員長	1時間ほどたったんですが、どうでしょう、5分ほど休憩しましょうか。 (はいの声) じゃ、40分まで休憩いたします。

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p style="text-align: right;">(14:30)</p> <p>《休憩》</p> <p style="text-align: right;">(14:39)</p> <p>40分より少し早いですが、再開いたします。 次に、第4条、傍聴の手續についてであります。 事務局の改正案はそこに示されているとおりであります、これについてはいかがでしょうか。ご意見いただけますでしょうか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>これ、論点になるのは傍聴人が受付簿に記入しなければならないというのが一番まず、これはどこの市も町も一緒だということなので、それ以外ですね。これを改正案ではもう省いております。これをどうするかだけですね。</p> <p style="text-align: center;">(住所と年齢は省いていますねの声)</p> <p>そこら辺を皆さんどうかというのを判断されればよいので、ただ個人情報という観点もどうかというところもあるんですけども。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>結論はどうなんですか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>私は改正案で、これでオーケーです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと1点だけ、別にいいんですけども、案はいいんですけども、気になるのは、実務上、私も調査していないけれども、受付簿なのか、受付票なのか、要するに精華町議会は一人一人書いてもらうんです、1枚の紙に。だから次に来た人はその前は誰が来たか知らないんですよ、分からないんですよ。ただ一覧表にすると、例えばあれがあるじゃないですか、受付後みたいなやつが。にすると前に誰が来ているか分かるじゃないですか、後から来た人は。そこでその人の名前が、ばれたらあかんというのではないけれども、そこまで徹底するんだったら一人一枚という方式に、これは実務上の話ですよ。実務上の話としてすれば、そういった他の人が誰が来たかというのは知る方法はなくなる。それは顔見知りの方は分かるけれども、少なくともこちらの事務局対応としてそういう漏えいは起こらないということになるので、できたら。あとは事務的な話だけれども、受付簿のほうを個票にしてもらったほうがいいのかなという気はしているんですよ。それだけです。</p>

宮嶋委員長	武田さん、現状も含めて。
武田 総務課長心得	現状、ただいまありましたように個票、一枚ずつになっておりまして、それを受付の封筒の中に入れていただくという形になって運用しております。 以上です。
宮嶋委員長	木津川市議会も同様ですね。
山本委員	そうです。個票です。
宮嶋委員長	<p>表現は木津川市の場合は受付簿となっている、精華町の場合は受付票となっていますが、内容はそれぞれ個票で扱っておりますので、問題はないかというふうに思うし、現に今、当組合議会も個票でやっているということで、よろしいですか、この第4条は。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、次に、第5条へ行きます。 傍聴券についての規定であります。これについていかがでしょうか。 佐々木さん。</p>
佐々木 副委員長	<p>傍聴券は議長判断で出すか出さないかという話になるんですね。それはどうするかということなんだけれども、基本的には出したらいいと思うんですよ。例えば番号順でもいいから、1番、2番、3番でもいいから、そういう傍聴券を出してあげたほうが、例えば10分で終わる会議だったら別にいいけれども、例えば休憩を挟む会議になった場合というのは、当然傍聴者だってトイレ休憩に行く可能性があるわけですね。一旦議場なり委員会室を出るわけだから、その人が本当に受け付けた傍聴者なのかどうかというのは、覚えてはいるかもしれないけれども、なかなか客観的な証拠がなくなってしまうので、基本的にはぶら下げるか、紙か、それは方式はいろいろあるにしても、取りあえず傍聴券というのを渡して、その日のうちはその人が持っていれば傍聴者だという客観的な認定ができるような状況にしたほうがいいと思うんだけれども、議長の必要に応じてとなると、発行してないという選択肢も出てくるわけですね。わざわざ発行してないという選択肢を残す意味がいまいち分からないので、そういった意味では傍聴券は発行したほうがいいんじゃないかとは思っています。</p>

宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	傍聴券は発行しなければならないではないと思うんです、私は。傍聴席、入られる時点で、前段で受付簿に書いて、そして傍聴人として傍聴席に入られますので、傍聴券を各必ず交付されたものを持たなければならないという必然性はないと思うんですけれども、ただ何か特段必要がある場合は、それは傍聴券を交付すればいいとは思いますが、だからこれでいいと思うんです。精華町側もどういう意図で議長が必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらずという文言がありますが、これはどういうことで精華町は。
宮嶋委員長	これは精華町議会じゃないです。これは当議会です。
山本委員	精華町議会じゃない。木津川市精華町環境施設組合議会でもこのようになっておりましたが。
宮嶋委員長	武田さん。
武田 総務課長心得	第5条の傍聴券の関係であります。通常は発行しないという形で事務局のほうでは考えております。発行する場合、定員を超えた場合がありますとか、いわゆる連絡先が何らかの理由で連絡先が必要となることが想定される場合について発行すると。通常は発行しないという形で事務局は考えております。 以上でございます。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	1個疑問が出る、その場合はどうやって定員管理するんですか。
宮嶋委員長	武田さん。
武田 総務課長心得	傍聴席の数、椅子がありますので、通常、傍聴席数の範囲内で管理ができるものと、また、受付簿、すみません、傍聴券の前に傍聴手続をしていただいていますので、それで手続していただいた方というのは確認できるというふうに認識しています。

宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	<p>聞いている趣旨が違うんですよ。つまり今の発想は、会議の初めから最後まで来た人がずっといるという前提の話ですよ。木津川でも精華でもそうだと思うんだけど、1日議会が会議があったら傍聴者が入れ替わるんですよ。入れ替わるんですよ。傍聴券があれば帰るときは返してもらうから、それを。例えば10人来て、1番、2番の人が1時間で帰りましたと。そしたら1番、2番は返ってくるじゃないですか、傍聴券が事務局側に。そしたらその分追加して発行できるじゃないですか。つまり今、現瞬間、何人傍聴がいるかというのが定数管理なんですよ。</p> <p>今の話だと、初め、もちろん個票に書いてもらうから何人来るか延べ人数は分かりますよね。延べ人数は分かります。けども、途中で帰った人をカウントしたくなるから、毎回したくなるんですよ。そしたら途中で帰って、例えば15人の座席があって、途中で3人帰ったのに既に15人受付を終わっているわけだから、その段階では、個票では。定員いっぱいそれ以上受付はできないという判断になりますよね、めいっぱい受付が来たら、人数を。けども、3人帰ったら3人受付可能じゃないですか、次の時間。それを聞いているんですよ、定数管理というのは。それをスムーズにやろうと思ったら、それ、今恐らく事務局の意見だと一々全員捕まえてきて、傍聴人を、例えば休憩時間に捕まえて、1、2、3、4数えて、1人いないから帰ったな、1人追加で入れてあげようかということになっちゃうんですよ、むちゃくちゃ無駄。だとしてちゃんとその券を発行してもらって、それを定数範囲で運用したらいいだけであるから管理が物すごくしやすい。</p>
宮嶋委員長	武田さん。
武田 総務課長心得	<p>ちょっと誤解があったかもしれませんが、いわゆる通常発行してない、定員を超えることが想定されるような場合については運用していくというふうに考えておりますので、逆に事務局から申し上げますと、通常傍聴券を発行するという事務がどれだけ議会であって、定員を超える可能性があるケースがどれくらい想定されるかということをお考えますと、事務の効率上、また議場の秩序を確保するという視点から、現在の形がベストというふうに考えて提案をさせていただいているものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
宮嶋委員長	ほか、ご意見どうですか。 谷口さん。

谷口委員	この改正案に書かれている議長が必要があると認めるときは前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる、この必要があると認めるときはというのは、そういう想定外のたくさんの傍聴者がいるときという意味ですね。というふうに理解したらいいんですよ。だから通常の本当に1人、2人ぐらいの少ない場合というのは、傍聴券というのは発行しないシステムですという意味なんですかね。
宮嶋委員長	事務局長、松井さん。
松井事務局長	先ほど課長が申し上げましたが、いろんな例があると思いますが、想定されるのは定員を超えるようなおそれ、見込みがあるときあるいはさっきのことで言うとコロナあたりで連絡先を聞いておく必要があるのではないかと判断されたとき、傍聴受付簿には氏名しかご記入いたしませんので、それ以外、定員もそれも十分に余裕があると、特に連絡先等も聞く必要がないという場合は、傍聴券の手続をせずとも自由に入出りをしていただくと。ただ傍聴券のところに氏名だけは書いていただくということで、それが事務の簡素化になっているというのが先ほど課長が申し上げた内容でございます。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	今、コロナのこととか言われたんですけども、場合によっては連絡を取らないといけないことがあるからという意味だと思うんですけども、そうであると名前だけでは追跡できないというか。
宮嶋委員長	松井さん。
松井事務局長	住所情報もございませんので、氏名だけでは追跡は困難というふうに思っております。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	ちょっと今、2つの話が混乱しているんだけど、今議論しているのは通常時の傍聴のことですよ。もちろん今はもう5類になっちゃったからあれだけでも、以前のような状態は暫定的に議運なら議運または議長判断か何かで、今、事務局がおっしゃったような後追いせんあかん事態が発生する可能性があるのであれば、それは追加で聞

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>くこともあり得ると思うんですよ、そういう事態が。それは、しかし、非常時なんですよ。非常時の場合はあり得る、それは相談したらいいんじゃないですか。非常時は何が起こるかによって、前みたいなコロナの情報で後追いしなかったら感染が広がって大変なことになるという事態が想定されるようなことが発生しているのであれば、氏名プラス連絡先、電話番号か住所か、とにかくなるべく聞いておくという措置を取ることは、それはあると思うんですよ。でも今議論しているのは、あくまで平常時の議論をしているだけで、そこは分けて考えないと、何でもかんでも、さっきの話じゃない、あくまでも想定をすることを前提に話したら、あれもこれも決めなあかん話になってしまうので、基本的なルールとしては決めておくということです。だから先ほどの話、聞いた話、戻るけども、ということは、事実上、これはもう運用は事務局がやってくれるという話でいいですね、定数がオーバーするかどうかという判断というのは。心配しているのは、そのためにわざわざ議事を止めることはあかんということを言っているんですよ、その相談をするために。だったら初めから傍聴券を発行してくれと言っているんです。傍聴券を発行したら対応するなど、あかんとは言わない。あかんとは言わないけれども、急に5分前になって、3分前になってだっと来たなど、20人来たなど。本当は定刻は9時半だけでも、ちょっと相談してきますわで、会議の時間が9時40分になる、50分になるとかというようなことはないようにしてと言っているんです。ないんだったらいいんです、そのままです。事務局の責任でそれをコントロールするというんだったらいいんですけども、議長がという文言が入っているから、下手したらさっきの議論じゃないけれども、議事を止めて定数を超えましたけれどもどうしようというためにわざわざ議運が開かれるのはやめてほしいということです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>すみません、木津川市議会の傍聴規則が空白になっているように、傍聴券というものがありません。だから私見たことがありませんけれども、傍聴券というものはカード式で何かラミネート加工が、何度も使えるようなものなんでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>体裁はこちらのほうで作成をいたしますので、いかような形でもいいかと思っておりますが、本人が携帯できて我々も確認ができるものというふうには思っております。</p>

宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	<p>まず、委員会ですとここですわ。そして本会議は向こうですわ。その中でこの広い、例えば何十万平米、何十平米とか広い場所で議場なり、委員会室があるのでは、それは確認は大変です。このような委員会、本会議場の中で傍聴券を交付して、それで確認するところがあるがどこまで必要性があるのか、皆さんどこまで考えておられるのか知りませんが、それほど必要性がありますか。今、谷口さんがおっしゃられました。谷口さんも傍聴に来られてどういうことを今まで傍聴席で感じておられたのか、改善点はどうか、思われているかどうかは知りませんが、一旦、傍聴を帰られた方は帰られたと。それからもう一度また来られるというのではないと思うんですよ。例えば自分が関心のある議案に対して、終わって帰られることは再度来られるというのにはよほどのことがない限り来られないという、これまで考える必要はないと思うんですよ。だから木津川市の傍聴席よりも小さな隻数、そしてこちらの環境施設組合でも見渡せるところの範囲内で傍聴人数も傍聴席も確認できるんです。必要性はそれほどないという私は判断をしています。傍聴券を交付するというのにはあまり必要性、必然性がないのではないかと、このように判断いたします。</p>
宮嶋委員長	<p>ほかの方いいですか。発言ないですか。 佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>こだわらないけれども、私が申し上げているのは、傍聴、さっきの事務局の説明としては、要するに定数をオーバーするような議会が起きない限り発行しないという話だったから、定数をオーバーする事態が突如起こったら議長が議事を止めて、本来の予定時間に会議が始まらないという事態は避けてというふうに言っているだけで、念押ししているだけであって、そこまで運用にこだわっているわけではありません、それは。</p> <p>勘違いしないでください。先ほど言っているのはもう一遍来ると言っているんじゃないんですよ。例えば9時半から始まった会議に10人来ました、1時間の会議で次の議題になりました、10人のうち3人帰りました、別の人がある議題に来るってあるじゃないですか、それは。特に一般質問とかあるでしょう、それぞれの議会で。A議員の質問が終わったら帰る人いるじゃないですか、B議員のとき来る人いるじゃないですか。その場合でも入れ替わり立ち替わり来るけれども、総数何人いるかというのは、傍聴券があれば把握しやすいと言っているだけの話ですよ、それは。だけど、いいって言われるのなら別にいいからそこはこだわりません。</p> <p>ただ山本さんの論点をちょっと定めてほしいんですけども、先ほど</p>

佐々木副委員長 つづき	あなたがおっしゃったのは、さっきの定数のところでは傍聴席以上に来たらどうするのかということをお問われて、今回はそんなことあり得ないと、取りあえず。
山本委員	いや、あり得ないなんて。あり得ないなんて言っていません。違う言葉で言わないでください。
佐々木副委員長	だからそこは一定の想定をしなあかんと思うけれども、想定以上のことを想定してもあまり意味がないので、そのときはそのときにまた協議しなあかん話やけれども、原則論は決めておくということで、もう一回言いますよ。事務局が定数管理できるんだったら別に私はそこはこだわりません。
宮嶋委員長	事務局のほうで。
武田総務課長心得	事務局として定数管理ができるようにという趣旨で書かせていただいているものというふうにご理解いただければ幸いです。
宮嶋委員長	松井さん。
松井事務局長	事務的なことで申し上げますと、我々が想定していますのは、議事に支障がないようにまずは開会前、直前、全て確認をしてあるいは休憩中、傍聴受付簿の記載の数、そういったものを確認しながら当然議事に支障がないように努めていく所存ではあります。 ただし、例えばですが、会議中、我々事務局職員も中に入っておりますので、その際に一度に団体が来られたといったような場合につきましては、議長にご相談申し上げ、暫時休憩というような措置を取ってお願いする場合はあるかもしれませんが、全て事務局のほうで手続を進める所存でございます。 以上でございます。
宮嶋委員長	ということですので、このままでよろしいですかね。 (はいの声) じゃ、第5条については事務局で書いていただいている改正案どおりとします。 次に、第6条、議場への入場禁止についてであります。

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>これについてはいかがでしょうか。 このままで、この改正案どおりでよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、第6条については、特に手が挙がらなかったからもうよしとしますが、よろしいですか。 あるんですか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>私ばかり言っていると駄目だと思って控えていたんですけれども、これで結構だと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>じゃ、第6条はこのとおりとさせていただきます。 次、傍聴席に入ることができない者の規定第7条についてはいかがでしょうか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>さっきから何遍も言わせてもらっているけれども、この第7条の運用というのは、基本的には外形上判断ができることに限定せざるを得ないんですよ。まさか傍聴者にそこで裸になれと言えないわけだから、その外形上判断ができるかどうかというのを(3)とかいうのは、これは判断をどうするのかという話になってくるんですよ。もちろん原本というか、例えば大きなものとしては、プラカードとか、ビラとか、かばんの中に入るじゃないですか、小さいものだったら、または折り畳んだら。要するにスルーしやすいものをわざわざ外形上判断する条項を入れてしまうのは、非常にこれは事務的に大変なことを職員に課してしまう。という心配なので、第7条は基本的に外形的に判断できるものに限定したほうがみんながやりやすいだろうなという気はしています。</p> <p>だから次の条項で、第8条だったかな、第8条の条項の中で傍聴人の行為を規制するというのはやったらいいと思うんだけど、行為規制は一定やっていると思うんだけど、持ち物とか、格好だとか外形上の判断というのは極力避けるようなほうがいいんじゃないかというふうに思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ということは、佐々木さんは、具体的には(3)は要らないということですかね。 佐々木さん。</p>

佐々木副委員長	基本的に、そういう意味です。逆にこんなことはチェックしようがないわけです。
宮嶋委員長	ほか、いかがでしょうか。 山本さん。
山本委員	確にかばんの中に忍ばせているとか、それは外形上判断できないですけれども、明らかに外形上貼り紙を持っておられるとか、プラカードを持っておられる、明らかに分かるものについては、こうやって書いておけば禁止事項といたしますか、入るものがないものという中に含まれるのではないんですかね。確かにこれをどこかに忍ばせるというのは、そこは外形上判断できないですけれども、明らかにこういうような持って傍聴してもらうのは好ましくないということで、これでよいと思うんですが。
宮嶋委員長	すみません、今1条ずつやっているんですけれども、先ほど佐々木さんから発言があった第8条に傍聴人の守るべき事項というのがありますので、これも含めて考えていただいたら分かりやすいかなと思いますので、よろしく願いいたします。 佐々木さん。
佐々木副委員長	山本さんの発言、それを通したら長くなると思っているんですよ。例えばどこかの傍聴に行く前にどこかの学習会や集会に行って、例えばですよ、例えば環境を守れみたいなちょっとしたチラシとかポスターをたまたま持っていた。そのときは全部アウトなんですよ、今の発言から言うと。または最近だって例えばかばんに意思表示する人いるじゃないですか、さっきのように環境保全が大事だとか、小中学校の統廃合は嫌だとかいうことで、意思表示する方がいるじゃないですか。それだって自由の範囲内ですから、憲法で許された表現の。そういうことを持っていることを理由に議場に入ることを拒否するというのであれば、その議会が差別することになるんですよ。人の信条の自由を侵す。だからさっきから何回も言うけれども、持っているもので判断しないと、ただし、第8条でそれを大っぴらにやり始めたら、持っているものを出してきてやり始めたらそれは制止がかかるかもしれない、場合によっては。それはあると思うんですよ。あると思うけれども、たまたま持っていたものがこの議事に制限を侵すかもしれないみたいな憶測で止めちゃう、入場自身をアウトにするということになれば私らが差別者になりますわ。絶対に避けるべきですそれは。
宮嶋委員長	山本さん。

山本委員	各個人の表現の自由とか、それは十分に尊重しなければいけないし、これを排斥するものではございませんが、そういうたまたま傍聴の前に団体に持っておられた貼り紙とか持っておられたら、それはそれで直されたらいいんちがいます。何もそれを大っぴらという言葉は駄目ですけども、たまたま持っておられたものをそのまま傍聴に持ってこられるのではなく、折るなり、目につかない形で持ってこられたらそれでいいだけだと思います。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	さっきからそう言っていますやん、私。だから何を持っているか問うことは要らないというわけですよ。だからチラシとか、ビラとかまたは旗とか折れるじゃないですか。かばんに入るじゃないですか。ちょっと待ってください。発言中です。それは、それをどこか前に、直前の学習会でチラシをもらってきた、それはかばんの中に入れてもらったらいだけであって、それを規制する必要はないと私はさっきから言っているんです。ただこの条項を残しちゃうと、貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、何でも持っている人はアウトですよ、入れないですよ、何が書いてあるかを問わず。何を書いているかを問わず、これに類するものを持っていたら入れないわけですよ、この条項を残すと。そこまで人権侵害していいのかということですよ。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	人権侵害とか、そういうものではなく、貼り紙、これはあくまでも内容が分かるものは入られるでしょう。何も内容が何も分からない部分、例えば傍目から見て内容が何も書いてない、白紙のような状態、つまり貼り紙の表に白紙の紙を貼るとか、先ほど言ったように書いてある文字を内側にして折るとか、内容が分からなければ貼り紙ではないでしょう。貼り紙というのはあくまでも何か主張するものが見えてこそ貼り紙でしょう。何にも内容が分からなければ貼り紙やないんだから、要するに分からないような状態で来られたらそれでいいんちやいますのん。
宮嶋委員長	松田さん。
松田委員	もう今、先ほどから第8条に関わっても、第8条の第2号ですよ。併せて議論ということになりましたので。

宮嶋委員長	いや、併せてとは言っていないですが、参考にしてくださいと言ったんです。
松田委員	だから併せてかどうかは別にして、何を持っているかというよりも、その持ち物で何をするのかということこそ大切だと思いますので、第8条の第2号にも書いてありますから、こういう行為をしないことと、示威的行為をしないことというふうに書いてありますので、私としてはあえてこの今議論されている第7条ですか、は記入しなくてもいいのではないかという、そういう意見です。
宮嶋委員長	ちょっと待ってくださいね。 武田さん。
武田 総務課長心得	<p>第7条のところで議論をいただいております。私どもつくる際に地方議会事務提要という本がございまして、それも参考にしながらつくらせていただいております。基本的には第7条第1項第4号の適用で議場の秩序というものは確保できるというふうに考えておりますけれども、具体的に規定しておりますのは、係員及び傍聴希望者の便宜を考慮し、係員の裁量を少なくするための措置という形で事務提要については記載がされているというところでございます。</p> <p>物品の携帯禁止につきましては、会議の円滑な進行と議場の品位を阻害する要因を列挙することで抽象的・総括的に規定したものであるという形での提要の説明となっておりますので、ご報告といたしますか、させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>いかがですか。</p> <p>今出ているのはこの(3)は要らないのではないかという議論ですね。そして、いや、このとおりで進めたらどうかということ、2つ意見があるかと思うんですが。</p> <p>谷口さん。</p>
谷口委員	私も松田さんがさっきおっしゃられた第8条の(2)のところで、示威的行為をしないことというところにも書いてあるので、第7条の(3)は必要がないと考えます。
宮嶋委員長	山本さん。

山本委員	こっち側は行為を言っているのであって、第7条のほうは持ち物ですよね。だから特に第7条と第8条を結びつける必要はないと思います。第7条についてこういう持ち物を持っている方はできないというものでこれはこれでいい。ただこのものをどのように外形上判断するかというところを今、佐々木副委員長と議論しているというところです。私は、だからこのままで、第8条は第8条で行為、そして第7条の(3)は、これは持ち物、外形上こういうようなのを持っているというので、これは必要だと、このように私は思っています。
宮嶋委員長	谷川さん、この件に関わってはどうか。よろしいですか。谷川さん。
谷川委員	当初、木津川市精華町環境施設組合の議会傍聴規則ということで、当初2番のところにその項目が入っておりますわね。2番。
宮嶋委員長	現行の2番ですね。
谷川委員	現行の。これをこちらのほうはそのまま行こうという形のものやから、別にこれは、精華町と何かこれを比較しながらやっているみたいやけれども、このままでいいのちがうかなと私は思います。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	別に精華町のを採用せよと言っているわけでも何でもありません。それははっきり言っておきます。さっきから言っているように、私はあまりかわらないと思うけれども、要するに外形上チェックできないものって別にスルーしちゃうわけだから、そんなことをわざわざ事務局段階で、さっきの事務提要にあるという事業の負担を減らすためにあるルールなんだから、わざわざこのことを厳密に解釈しちゃうたら、例えばある人はビラを手持ちで持ってきたからアウト、ある人はかばんに入れてきているからセーフということが起こっちゃうんですよ。それはやっぱりおかしいんじゃないかというのがこの議論の争点ですよね。例えばビラがあって、下手したら、例えば文化的なビラだったらオーケーだけれども、政治的なビラだったらアウトとかいうような示威的な判断が入っちゃうおそれがあるんですよ。でもそれをして下手に傍聴を拒否された人からうちの組合が訴えられて、差別だと、入場を拒否されたと、なぜかという自分政治的なビラを持ったことを理由に欠格者だと言われたら私たちは負けますよ、完全に負けますよ、今ので。だから何もしないことと一緒になんです。要するに持つ

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>ているもので判断しなくてもいいんじゃないかということでしょう。持っているものは別に、持っているものがピストルとかやったらあかんよ。あかんけれども、持っているもののビラに何が書かれようと、持っているもの、のぼりや旗に何が書かれていようと、それを理由に入場拒否することにどれだけの意味があるのかと。逆にさっき申し上げたように訴えられる種をつくっちゃう、それを運用しちゃったら。だったら多分事務局も議長もそんな持っているもので判断するなという判断になるでしょう、だとしたら。だったら要らないじゃないですか、この条項。そんなもので判断、チェックしないんだったら。</p> <p>わざわざ、(3)と(4)はわざわざそういう議場で暴れることを前提にしているような書き方をされているから問題があるわけでしょう。だから委員長おっしゃったように、第8条で暴れたらあかんよというのを書かれているわけだから、行為は規制してもいいけれども、人の心情や持ち物、外形で判断することは極めて今の時代、人権問題に直結しちゃう。後でまた人権問題が出てくるかもしれないけれども、人権問題を我々が起こすというのは非常に問題があるんですよ、これは。あり過ぎですよ。既にもう改正案に載っていないけれども、だって現行条例と木津川市のものと見ると、例えば笛、ラッパ、太鼓、楽器は駄目でしょう。ラジオ、拡声器、映写機、写真機は駄目でしょう。下駄、サンダル駄目でしょう。異様な服装駄目でしょう。どこまで差別するのって話ですよこれ。この多様化の時代に。こんな差別的な条項を残しておったら、それこそ笑いものになりますよ。</p> <p>だってさっきの想定範囲から言えば、吹奏楽部の子が帰りしなに議場に寄ったらアウトですよ、だとしたら。なるでしょう。本当ありえないじゃないですか現実的に。吹奏楽の中学生や高校生が帰りしなに議場に関心があって見に来たと。あんた、楽器持ってるじゃないかと、フルート持っているじゃないかと、駄目だとならないんです、そんなことには。だからそれはもうはっきり割り切りましょうよ。外形で判断しないと。よっぽど裸で来るとか、誰かに危害を加えるのがはっきり分かっているものを持っているとか、鉄パイプを持って入ってくるとか、それはちょっとノーと言わざるを得ないけれども、そうじゃない限り持っているもので判断するのはやめましょうよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>持っているもので判断というんじゃなく、持っているもの、例えば先ほどでしたらプラカードでいいです。プラカードも内容をどうこう言っているんじゃないんです。何か主張する文言が見えてあるものがプラカードです。内容を私は制限せえとか、そういうことを言っているんじゃないんです。ただ議場または委員会室の秩序を乱すまたはそういう可能性のある、また可能性はあるいうか、ものは、プラカードはという文言でもここに書いてある内容、プラカードの中にどうい</p>

<p>山本委員 つづき</p>	<p>ことを書いているとか、そういうことを問うているわけじゃないんです。そういうものを持ち込んで議場の秩序、そういうことを言っているんです。内容は、それは言えば表現の自由とか、それはこういう内容を書いてあるから駄目だとか、そういうことを私は言っているのではないんです。いろいろなものを持って示威的な行動につながるのではないかと、秩序が乱れると。そういう考えでこういう文言はあっていいんじゃないかということですね。内容という、文面の内容を言っているのではありませんと、それは理解してください。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それぞれからご意見を出していただいておりますが、(3)の扱いが焦点になっていまして、これをそのまま残すか、それとも削除するかということなんですけれども。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>残す理由を言ってください。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>発言があるなら手を挙げて言ってください。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だからもし残したほうが良いと言うんだったら残す理由を言ってください。私は残さない理由は幾つか言いました。形式的な差別につながる、人権侵害につながる、訴えられる可能性があるということですよ、それも含めて。主権者をあまりにも議会が乱暴に扱い過ぎるということですよ。残したほうが良いという、あくまでこれは行為、今、この段階では行為を何もしてないんだから、持ち物だと。使い始めたら問題ですよ。だけど、持ち込む段階なら何もやってないじゃないですか。やってないし、先ほどフルートと言ったけども、フルートだってオーケーよと通した。もしかすると会議中に吹く可能性があるわけですから、吹かれたらアウトというか、止めることになりますよね。それは行為規制ですから、行為規制は必要だけれども、持ち込む段階でこれを何かに使うかもしれないという蓋然性だけ、勝手に予想、勝手に想像を音にして判断するのは、それはもう人権侵害そのものです。だからもっと言えば飛行機を今乗るときにも、私ら時々カッターを持っていますやん、事務用のカッター。これだって飛行機に乗ったらアウトですよ、これは。アウトだけれども、持っているからいけないとかならないじゃないですか。そしたら皆さんの筆箱にも入っているかもしれないじゃないですか、小さいカッターが。そのことは規制しようがないし、使うことが問題であって持ち込むことは問題じゃないですよ、こう言っているわけです。</p>

宮嶋委員長	ほか、いかがでしょうか。
佐々木副委員長	だから理由があったら言ってください、持ち込んだらあかん理由を。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	持ち込んだ理由とか、そういうのではなく、秩序を議場内に、委員会室の秩序を守るために、こういうものは持つてくる必要性がないのではないかと、そういうことでしょう。
佐々木副委員長	理由になっていません。
宮嶋委員長	ほか、いかがでしょうか。
佐々木副委員長	明確な理由を言ってください、委員長。明確な理由を言ってください。残す明確な理由。明確に言ってください。聞きますから私、無視しないし、聞きますから。明確に言ってください。
宮嶋委員長	大角さん。
大角副議長	今、やっているところ、これ事務局案の改正案として木津川市と精華町という形であって、今回出てきた、あえて今回のところに入れたんですよね。その理由というか、やっぱりあるかと思うんですけれども、それを一回聞かせてほしいんですけれども。
宮嶋委員長	もう一度、じゃ、すみません。 武田さん。
武田 総務課長心得	会議の円滑な進行と議場の品位を阻害するようには配慮していくというのが一点、もう一点は、あらかじめ示すことで傍聴者の便宜を考慮し、係員の裁量を少なくするための措置というのがございます。 先ほど来、第8条の関係で話が併せて出ておったんですけれども、第8条でいいますと、その行為をしないというのが第8条で規定をさ

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>れております。それが行為であるかどうかというところの判断というのは非常に難しいと思います。例えばビラを持って、のぼりを持っておられて、それを動かしてはいないんだけど、見えるような形で持っているよというように判断が難しいところもあろうかと思うんですけれども、携帯の禁止と、持込みの禁止という条項がございましたら、基本的には持込みが禁止ですという形でお話もさせていただけるのかなというふうに思っていますので、事務局として裁量、事務局の裁量としては非常に行為だけで判断するというのは難しい状況も想定されるのかなというふうには考えているところでございます。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>大角さん。</p>
<p>大角副議長</p>	<p>ありがとうございました。そういったもので誘導される可能性があるからこそ、そういうような配慮をしたほうが良いという判断で掲げたいということですね。分かりました。だから残してもいいんじゃないかと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>普通に考えたら持ち物よりも行為のほうが判断しやすいじゃないですか、普通の一般的な常識から言えば。何を持っているか分からない、何をするか分からない状態のときと、何かをしたときの状態というのは、何かをしたときの状態のほうが判断しやすいんですよ、当たり前だけど。それをあえて何かをするかもしれない段階で規制をかける理由を、もう一回聞きますが、何かをするかもしれない段階で、蓋然性の段階で禁止するという合理性はどこにありますか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>現在の改正案第8条、ちょっと今の議論と外れるんですけども、いわゆる示威的な行為をしないことというところの判断をするところというところをどうもって判断するかというのは難しいと思います。そもそも議会を傍聴するというところにそういったものが必要なのかどうかというところがあります。 佐々木副委員長がおっしゃられたみたいに、たまたまどこかの機会を持っておられるといったケースも想定される場所なんですけれども、規則に書いてあるがゆえに、例えば事務局に預けていただくとか、持っているから入れないよという排除の議論ではなくして、ルー</p>

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>ル上そうなっているから事務局に預けていただくとかいう形で対応もさせていただくことは可能かなというふうにも考えておりますので、基本的な考え方として排除するとか、差別するとかいったような基本で事務局は一切考えておりませんで、議場の秩序を維持しながら傍聴者、できるだけ多くの方に傍聴していただくためにはどうすればいいんだというところを目指しているというところをご理解をいただければ幸いです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>そんな話じゃなしに、だから何でこのプラカードとかのぼりはかなりでかいものだから一定大きさがあると思うんだけど、貼り紙、ビラ、旗というのは、さっきの話だと折れる、折り畳むのが可能だから、そしたら邪魔にも何にもならないですよ。ならないですよ。だからこの列挙というのは基本的に何らかの意思表示をする可能性があるものなんです、何らかの意思表示の可能性があると。だからなぜそこまで全部書かなければならないのか。まだプラカードとかのぼりに限定するというのなら分かりますわ、まだ百歩譲って。かなりでかいし、物が、それなりに。なぜビラとか貼り紙または折り畳めるような旗、そこまで持込禁止に入っているのかというのが合理的な説明になっていないんですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>意思表示というお話がございました。折り畳んでかばんに入れたまま傍聴に来られて折り畳んだままで帰られた、一切意思表示されておりませんし、目にも留まりませんので、それを例えば事務局として入り口で止めたりというようなことはできないというふうに思っております。だから全て止められるのかともしましたら、私たち入り口で例えば銃器の検査、持っておられるか、持っておられないかの検査もしております。ですから、ビラも同様でございますので、当然持っておられたら出ていただくこととなりますけれども、入り口で検査もしない、書いてあるがゆえにそういうことはできないんだという意思表示であります。そういうご理解をいただいたらと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>厳密に言ってください。今は第8条じゃなくて第7条の議論をしてるんですよ。第8条の議論は今の理屈が通るんです。こういうのをや</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>っちゃいかんとういうのは、そのとおりです。そのとおりなんですけれども、じゃ、今のこのお話はチェックをできないものが列挙してあると、第7条は。チェックしようがないと、外形上は。けれども、一応書いてあるんだと。書いてある理由というのは、いわゆる簡単な日本語で言えば傍聴へ来る人への禁止事項だと。もっと言いやすい言葉で留意事項だと、こんなん持ってくるなよということを意思表示しているんだと、こちら側が。とおっしゃっているわけでしょう、今。そういうことをおっしゃっているわけでしょう。</p> <p>だからそれは一定、全部が全部、銃器とか、そのとおりだと私は思う、銃器まで持ち込んでいいとは思わない、思いませんよ。思わないけれども、さっきから何度も言っているように、例を出しているように人間というのは別に傍聴だけに来るわけじゃないから、場合によっては。どこかに行ったついでとかいうのもあるわけですよ。そのときに持ち物があるがゆえに入場させないという行為になるわけでしょう、これは今後ルールになるわけでしょう。だったらもし事務局がおっしゃることがあるんだったら、この条項のどこかにこういうものを持っている人は事務局で預かりますと、責任を持ってという条項を入れましょうよ。ちゃんと善管注意義務を持って物は保管させてもらいますと。だって今の話、全然運用上の話ですよ、どこにも載ってないじゃないですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。いいですか、佐々木さん。 じゃ、山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>まず、各委員、これで意見も言っておられるとは思いますが、今、佐々木副委員長が事務局と文言またはそれに関連する銃器とかの話にも広がってきておりますが、どうでしょう。議員として、自分らの議論はできたのかどうかです。事務局に確認するのは、それでも確認は必要ですが、今話を聞いているとどんどん確認事項が敷衍して広がって行ってどんどんこの核心の議案について遠ざかっていくように思うんですが、どうでしょう、皆さん。もっと委員同士で議論するんだっただらしていただいてもいいですが、今の状態を見ていると事務局との確認だと思います。どうでしょうか、委員の皆さん。これは委員長に最後進行はお任せするんですが。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>この文面、条項について（3）は要らないのではないかという議論と合わせて、要するに入場の前にそういうものが目についた場合は事務局で預かりますよと。だから持ってきてもそれを議場に持ち込まなければ何ら支障はありませんよという話にもなっているわけですが、どういう整理がいいでしょうかね。 谷口さん。</p>

<p>谷口委員</p>	<p>私は先ほどの佐々木さんの言われた、たまたま持っていたか持ってきた人がいたとして、そういう場合は事務局で保管させてもらいますというのは合理的な決まりかなと思うので、そのような言葉を追加することでできるかなと思いました。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかにいかがですか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>もしこの条項にこだわるんだったら、もしこれに類するものを持ってきた人はあかんわけだから、入れないわけだから、入ろうと思ったらその人の占有離脱に当たるじゃないですか。もっと簡単に言えば議場に入るために議場にあるところ誰かに預かってもらうか、置くか、自分の体から離して、つまり自分の体は入るという行為になるわけでしょう。これは占有離脱だから自分の持っているということではなくなるじゃないですか。所有権はあるかもしれんけれども、占有していない、その状態は。そしたら誰かに盗まれるかも分かんですよ。勝手に持っていく可能性もありますね、占有です。要するに落とし物だという判断ですよ、分かりやすく言えば。落ちてると、フルーツが落ちてると。持っていこうという行為をこの施設内で許しちゃうことになるんですよ。つくりましょう、事務局が責任を持って預かるということ。でもそれをつくったら、先ほど武田さんがおっしゃったように、事務局の負担を減らす行為、逆に増えるでしょうね。事務局の負担を減らすためにこの条項があると言っているのに、この条項を残すことによって事務局の負担が増えるんですよ。私どっちでもいいですよ。この（３）を残すなら残すで持ってきた人の所有物をちゃんと保護すると、責任を持って保護するという条項をつけましょうよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>先ほども申し上げましたけれども、基本的には第8条の判断というのは極めて難しいというふうに考えております。何をもってその行為であるかという判断、それと持っている持っていないの判断という形で考えますと、持っている持っていないの判断というのが極めて判断が付きやすいと。そもそも議会を傍聴するのに必要なものかどうかというところで判断をしていただければというふうに考えております。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>議論が違います。 答えは、委員長。答えてくださいよ。これを第3号を残すんだったら。</p>

宮嶋委員長	ちょっと待って、指名してないからちょっと待ってください。 佐々木さん。
佐々木 副委員長	だから何遍も言っているじゃないですか。第3号を残すと言うんだ ったら譲りますから、じゃ、たまたま持っている人の措置をちゃんと こっちが保障しましょうよ、その人の物を。所有権を侵害されないよ うな状況をつくりましょうよ。
宮嶋委員長	武田さん。
武田 総務課長心得	事務局として案を示させていただいている分でございます。あくま でも議会運営委員会でございますので、委員各位の中で議論をまとめ ただければと、事務局として想定できるところ、考えているところ というのは示させていただいておりますので、あとは委員各位で結論 を導き出していきたいというふうに考えております。 以上でございます。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	だったら事務局はもう知らんという話だから、預かる規定もつくる 気がないという話だから削除しましょうよ。それが一番簡単ですよ。 事務局にとっても一番簡単。
宮嶋委員長	2つというか、この文書で示している改正案のままでいくのか、 (3)を削除するののかの2つがあります。一応全員に発言はいただ いたというふうに思っておりますが、どうしますかね。まだ、話はして きましたけれども、大きな片一方に話が進んでいるというふうにも思 えないし、両方なんですけれども、採決していいものなのかどうかち よっと判断に迷うところがあるんですが、進め方について。 山本さん。
山本委員	論点はもう今委員長がおっしゃられたように(3)を省くか省かな いか、この2つです。ここについてはもう議論は一定されたと思いま す。私は採決でよいのではないかと思います。ほかの委員の方もまた いろいろ意見があると思いますので、またほかの委員の方の発言を求 めたいと思いますが、どうでしょうか、委員長。

宮嶋委員長	ほか、いかがですか。 意見が出ないので、判断に迷うところですが。 谷川さん。
谷川委員	事務局なりに検討されて事務局提案を今していただいたわけですよ。それも前回に基づきまして、これでされておるので、私は事務局提案でいいのかなと。ただいろんな問題はあるかもしれませんが、このままでいいんじゃないかなというのが私の結論です。
宮嶋委員長	それで今いろいろそれぞれの意見を聞いたので、採決するかせえへんかという。
谷川委員	採決するのはしてもらっていいです。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	採決をしたほうがいいと思います。
宮嶋委員長	<p>よろしいですか、それで。</p> <p>(はいの声)</p> <p>では、(3)を外すというのは後から出た意見ですので、先ほど佐々木さんが言ったように何か元の案があって修正というのではないんですけれども、一応事務局案がたたき台にありますので、後から出たものは修正という便宜上言うておりますけれども、(3)を外して第7条とすることに賛成の方は挙手願えますか。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。 賛成多数ですので、(3)を外したものを第7条とします。 じゃ、続いて、第8条、傍聴人の守るべき事項についてご意見をください。 佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	先ほどの話のように行為は一定必要性があると思いますから、この内容で基本的にいいと思うんですが、冒頭申し上げたように(3)の

佐々木副委員長 つづき	飲食の飲、飲については、支障がない範囲で認めてあげて、一律禁止じゃなしに必要な応じて飲は認めるということにしたほうがいいと思います。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	私はこのままでよいと思いますが、今、佐々木副委員長から意見がありました。飲まれるときは傍聴席から外されたらいいと思います。傍聴席の中で飲むという緊急性、何秒の間です。飲みたいと思われる方は傍聴席から退避すればいいと思います。確かに今、熱中症とかいろいろな観点、また、個人の体調でこの飲み物が必要だと、それはあります。しかし、緊急性という時点において傍聴席から出て行って飲まれればいいと思いますので、私はこの事項で（１）から（４）までこれで改正案はそれでいいと思います。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	飲食、飲むことに関しては私も禁止事項には入れないで、飲むことに関してはただし書か何かで許可するというのを提案したいです。体が元気な方はそうやってぱっぱと出入りもできると思うんですけども、例えば電動車椅子に乗っている方とかが水分補給したいときにじゃ、一々外に行かないといけない、そういう大変なことにもなりますし、そこはあえて制限する必要がないと思います。
宮嶋委員長	ほか、いかがでしょうか。 谷川さん。
谷川委員	私もこの飲食に関しては、このままでいいということで判断しております。もし飲みたいときは外に出たらいい問題やから、傍聴席から。ただ議会の中で一部議長等、質問される方については水を置いておきますけれども。そういう意味で外へ出ていただいたらそれでええのんちがうのかなと。介助者がおられる場合には介助者が、そのために介助者がおられるねんやから、そのまま出ていってもらったら、外で飲んでもらうので、それでいいのんちがうかなと私は思います。
宮嶋委員長	佐々木さん。

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>谷川さんに確認ですけれども、何で議員はいいんですか、同じ場所で。そっちの議論なんですよ。</p> <p>議長や質問者は多分しゃべっているからのどが渇くからという理由だとは思いますが、推測はしますが、行為は変わらないわけですよ、理由が何であれ。水なりお茶なりを飲むという行為は変わらないわけですよ。でもこれは行為を禁止しているんですよ。行為を禁止しているので飲んだ瞬間にアウトですよ。</p> <p>先ほど谷口さんがおっしゃったように、それはみんながみんな五体満足で元気で簡単に自分の意思で移動できるんだったらそれは通ると思いますよ。けれども、さっきの冒頭のところからの議論はいろんな人がいるんだよと、世間には。介護が必要な人もいるねという議論をしてきたわけですよ、我々、今日。この場にあって元気な人を中心に考える発想は訳が分からん、はっきり言って。いろんな人がいることを前提で、もちろんおっしゃるとおり元気な人で外で飲みたい人はすぐに持っていってもらったら別にいいですよ。無理無理場内で飲めということ強制するわけでは何もないので、外に行く人は行ってもらった方がいいです。そのことは別にいいんですけども、簡単に移動できない人が来ることを前提に議論しているのに、この間、今日は議論しているのになぜこういう生命を維持するための行為をそういうハンディーをつけるのかというのが分からないんですよ。どこにそういう人間性の発想がありますか。申し訳ないけれども、人間的な。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いかがでしょうか。 谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>傍聴に来られる方は、そこに入られて、大体後列におられますので、それはそこで飲食するんやったら外で。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>飲食じゃない、飲ですよ、飲。食はつかない。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>飲食と書かれていますから。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから飲だって、今は。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>いや、文言は飲食または喫煙だったからね。</p>

佐々木 副委員長	話を聞いてください、ちょっと。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。まだ発言中です。
谷川委員	ごめんなさいね、飲食と聞いていたから、食べるものも、ガムをかむ一つの行為も食べる行為ですわな。それはコロナへの関係も含めてやられている人もいありますので、そういう意味で飲食と書いてあるから、その文言を消すというのはということではちょっと勘違いしていたかもしれません。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	私、さっきから飲食両方とは言っていませんよ。飲に関してはと何遍も言っていますよ。
谷川委員	私は飲食とってたので。間違っているかも。
佐々木 副委員長	先ほど熱中症とかまたは簡単に移動ができない方に外に出て飲、要するに飲むこと、水分を補給することを強要する意図がどこにあるかと聞いているんですよ。それが明確に答えられなかったら、まさにそれは差別問題ですよ。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	先ほど私の意見として熱中症とか必要な方がおられると、佐々木さん、あまりにも言葉が強要しているとか、そういう文言では、強要ではないんですよ。私、強要なんて言葉は一遍も言っていません。一度も言っていません。強要なんてこれっぽっちも言っていません。なぜそういう過激な文言を持ってこられるのかがちょっと理解できないんです。いろんな体調の方がおられます。それについては先ほども谷川さんもおっしゃられました。介助者もおられるので介助者をもって、例えば傍聴席とか、そして私は健常者においてはすぐ飲みたいと思うときは出られます、傍聴席から。それを特段、傍聴席で飲むことを駄目だと強要しているとか、そのようなことは一切言っていません。強要するものではありません。

宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	<p>山本委員、それはちょっとおかしいですよ。だって、中で飲んだらあかんから外に出ればいいというご自身が事実上強要ですよ、それは。厳しい言葉だと言われるかもしれんけれども、私がさっきから言っているのはいろんな人がいると。普通の健康な人でさえ、この夏は水分補給を推奨されていると。健康な方の中でも例えば立つのも大変だと、そういう人もいるでしょう、高齢者になってくれば。私だって立つとき例えば時々どっこいしょと立つぐらいだから。そういうことを要するに生命維持のための行為をどこまで許容するかというのがこの論点だと思うんですよ。もちろん弁当を持ってきて食べるというのは、それはあかんと思うから、食については私も同意はしますが、飲についてそこまで一律に、もしくはさっき谷口さんかな、誰かがおっしゃったように、これにただし書を付け加えることによって、今、山本さんや谷川さんが言っているみたいに議場の外に出れないような状態の方については認めるというような特例規定を設けるということによって、今この議論が再燃しないように避けるということは可能なわけですよ。だから今は飲む行為を、要するに議場は絶対駄目というのが山本さんの意見でしょう、基本的に駄目というような意見なんですよ。私らは認めてもいいと、折衷的に谷口さんがおっしゃったのは、原則これにしておくとしても、必要に応じて飲む行為についてはそこまでとがめないよとおっしゃっているわけですよ。それが今の議論の中心問題でしょう。</p>
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	<p>議場で飲むことをとがめないというのは誰もおっしゃっていませんけれども。</p>
佐々木副委員長	おっしゃっている。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	<p>とがめるというか、これは規則なので、しないことというふうに制限をしている。それをとがめるというふうに言ったらそうなのかもしれないですけども。</p>

山本委員	いや、言ってないでしょう。
谷口委員	<p>ルール、いや、しないこと、飲食または喫煙をしないことというふうに決められているこのルールをどうするかという議論を今しているので、今のこの（3）を残すということになると、飲む、食べる、たばこを吸うは駄目ですというルールなので、これは事実上その行為を禁じているものです。だからこのままでいいのかどうかという話を今していると理解しています。</p>
宮嶋委員長	<p>具体的にただし書をつけるということも出ましたけれども、例えば、ただし、必要に応じて水分を補給することは可とするみたいな、可とするという言い方がええかどうか分かりませんが、ただし、必要に応じて水分を補給することは認めるとか、分かりやすいですか。そういうことですか、ただし書というのは。水分補給という意味合いですよね。</p> <p>ここのところを整理したいと思うんですけども、例えば、そうか、飲食の飲を取るとしたら食事または喫煙をしないことにするか、そこでは要するに飲み物を飲む行為については何も規定してないわけですから、必要最小限のことは認められるということにもなるかと思いますが。</p> <p>2人が挙がっています。まず、佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>私は基本的には飲食の飲を取ったらいいと思うんですよ、今、委員長がおっしゃったように。ただ考え方からしたら飲だって多分アルコールだって飲だからという話になるけれども、それはもうアルコール飲んだ瞬間にさっきの第7条のところに引っかかってくるわけでしょう。だったら議長の議場整理権で酒気を帯びていると、理由で退場してもらったらいい話であって、そういう解釈をすれば、トータルな解釈をすればさっき委員長がおっしゃったような、あと谷口さんがおっしゃったような、水分補給のため、健康保持、生命維持のための水分補給というのは、そこまで排除する必要はないということで、飲を取ったらあれだけでも、飲を入れるのであればただし書でそういう生命維持のための、健康保持のための飲食については認めるということにするか、どっちかなんですね。一律で認めないのは問題があると思います。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	文言について最後まで皆さん議論されて大変活発なところなんです

山本委員 つづき	が、飲食の飲を外すということは先ほど佐々木副委員長がおっしゃられたようなアルコールをどうするかというところもまた議論しなければなりません。そしてそういうものを観点に入れまして、飲食、このままで私はいいと思います。先ほども言いますが、生命の維持に大切な水、それはそういう人もおられるでしょう。しかし、そういうのは対応できる介助者もおられます。これは実際にそうでしょう。そういう方が傍聴に来られたら介助者はおられるでしょう。そして何も傍聴席を外して出るのはそれほど遠方、歩いて1分、2分かかるとかではないと思います。すぐだと思います。飲むときは飲めると思います。それほどあれですかね、こちらが拒否しているとか、そういう意味合いではないと私は理解しております。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	今、山本さんが言われたことでちょっと違和感があるのが、やっぱり介助者のいる傍聴人という想定で考えたときに、外に行ってそこで飲ませてもらって戻る、結構な時間がかかると思うんです。もしかしてすごく聞きたい内容だった場合に、それを全部聞き落としてしまうかもしれないというふうに思うと、やっぱりせっかく来てくれた人がそんなことで妨害されてしまうというふうにも想定できるので、やっぱり飲むという行為については認めるという方向が私はいいと思います。
宮嶋委員長	すみません、時間が大分来ているんですが、ここも整理しておきたいので、佐々木さんが言う飲み物は認めるという場合は、いわゆる修正案を具体的に提案いただけますか。それで皆さんに諮りたいと思います。
佐々木 副委員長	だから第1案は削除ですよ、飲の。私が言っているのは。
宮嶋委員長	だから飲を削除する場合だったら。
佐々木 副委員長	ただ飲を削除したらあかんという人がいるんだったら、ただし書をつけることによって生命維持のための水分補給については認めましょうということをつけ加えることによって、議場内の飲が要するに水分補給は可能になるという道をつくるということによって歩み寄りましょうと言っているだけであって。

宮嶋委員長	だからその整理で最終的な案を。
佐々木副委員長	それがそこに歩み寄れないんだったら、全員が。生命維持のための水分補給さえ駄目だと、歩み寄れないんだったら飲を取ることしかないじゃないですか。歩み寄るためのただし書の提案をしてるんだから。基本的に全会一致を目指すために言っているんですよ。
宮嶋委員長	それで、最終的にはどのことを提案されますか。
佐々木副委員長	だから谷川さん、山本さんがただし書条項でうんと言ってくれるんだったらみんなが同意できるから、それが一番すっきりというか、誰も別にあれしないわけだから、両方の意見が入っているわけだから。ただ気になるのは、お2人の意見を聞いていると、飲みたかったら外に出ればいいというのが残っているみたいなので、それに関して言えばさっき谷口さんが言ったとおりで、みんながみんな一律にそんな何秒か何かで外に出て、さっと飲んでさっと帰ってくるということがないというのはもう一遍言いますよ。今日の会議はそういう会議をしてきたわけでしょう。いろんな人がいるでと、世間には。様々な人に対応できるようにうちのルールを何とか考えましようねというのが今日のスタートじゃないですか。なのに健康な人を中心に議論されたらその議論がひっくり返っちゃうわけですよ。健康な者しかここに来たらあかん、傍聴に来たらあかんみたいな話になっちゃうので、そうじゃないとおっしゃると思うけれども、だったらいろんな人が来るという前提で、少なくとも生命保持のための水分補給を認めるということで譲歩できませんかと言っているんです。
宮嶋委員長	今、具体的に指名されましたけれども、山本さんとか谷川さんはそのただし書をつけるということについてご意見ありますか。 山本さん。
山本委員	私はこのままでただし書もつけずにこのままの改正案でいいと思います。
宮嶋委員長	谷川さん、ご意見ありませんか。
谷川委員	私も同じなんですけれども、出る期間で、ここにあったら出られますので、議員と違ってまた傍聴された方々は出られますので、山本さんの考え方と一緒にです。

宮嶋委員長	<p>ということで、ただし書をつけるのではなくて、飲を取った場合はどうするんですか、言葉としては。何かありますか、佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>食事でしょうね、食事または喫煙でしょうね。</p>
宮嶋委員長	<p>2つの意見があって、ただし書ではないということになりましたので、そしたらこれも後で出た修正案という形で取らせてもらいます。採決してよろしいですか。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>そうしましたら、(3)、修正として食事または喫煙をしないこととしてこれに賛成の方は挙手願えますか。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>賛成多数ですので、第8条の(3)は食事または喫煙をしないこととします。</p> <p>先ほどからまた1時間以上たちました。</p> <p>あとこの項目について残っているのは第9条、第10条、第11条、そして会議規則の改正案ということになりますので、ここで4時5分まで休憩をして、あとの進め方も含めて4時5分から再開したいと思います。</p> <p>休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(15:59)</p> <p style="text-align: center;">《休憩》</p> <p style="text-align: right;">(16:05)</p> <p>そうしましたら、再開します。</p> <p>第9条、写真、映画等の撮影及び録音等の禁止についてご意見をください。</p> <p>佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>基本的には、これは削除して、自由にすべきだと思っています。</p> <p>うちの場合はまだ例えば中継がされていないんですけども、木津川市も精華町も議場中継されていますよね。ということは、中継先の、自宅内でもどこでもいいけれども、パソコンのあるところで見ている、それを録画しちゃったら、動画は再生できるわけですよ。だから、もう既に禁止することの意味がほぼないという状況になっているということと、先ほども申し上げたように、録画でもだし、録音に関しては、もう録音機器の機能が向上してしまって、容易に録音するこ</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>とが可能ですよね。それを一々録音することがなかった、録音探知装置を買い込んでキャッチするというのも非現実的な話だし、しかもこれは刑法じゃないから、録音したからといって後々逮捕して捕まえるわけにもいかないわけですからね。だったら初めからそれはフリーですよというふうにしといたほうが話は早いだろうなという気はしています。</p> <p>ただ、さっきの第8条のところで、ほかの人に迷惑かけるような行為が禁止されていますから、例えば傍聴者席でうろうろ走り回るなりしてそういう撮影行為みたいになると、ちょっとそれは話は別ですけども、平穩に記録のために、または後にちゃんと正確に聞きたいというための行為である範囲に関して言えば、それは禁止する行為にはならないのはある、または禁止してもあまり意味がないだろうなというふうには思いますけれども。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ここでは、論点、調整事項のところにもありますが、禁止するか否かというところが論点になるかと思います。今、佐々木さんからはそういう意見が出ましたが、ほか。 事務局。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>すみません。事務局案といたしましては、一応禁止という形で入れさせていただきます。</p> <p>理由といたしまして、一応、事務提要に掲載のある内容について紹介をさせていただきます。</p> <p>1点目は、傍聴は、傍聴人が会議の進行状況を直接見聞することであり、これを撮影、録音することは含まれないというのが1点ございます。</p> <p>もう一点、一部の部分を取って全体を類察されるおそれがあること、また、議員が撮影、録音を意識して十分な発言をしなくなるおそれがあることなどが一応理由として上げられているというところがあります。</p> <p>あわせまして、木津川市、先ほど佐々木副委員長からもありましたように、インターネットで配信をしておりますけれども、例えばその画面をスマホで撮影するとかしない限り、直接録画はできない機能を有しております。いわゆる一部分のみを切り取って、本人の発言、真意のない形の中で全体が、意図的に情報が拡散されてしまうといったような懸念もされるところであります。そういった場合におきまして、禁止条項を入れておくことで、サイト管理者でありますとか、また、そういった相談窓口にご相談して削除を求めることも可能になるものということをもって、当該条項については入れさせていただきますというところがあります。</p> <p>以上でございます。</p>

宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	この文言、精華町にはございません。木津川市議会のほうでやっていることで、そのまま引用しております。平成3年の環境施設組合傍聴規則でもそのようにしております。市の規則にのっとってやっているということで、このままこの文言の改正案でいいと思います。
宮嶋委員長	ほかございませんか。 佐々木さん。
佐々木副委員長	<p>それは、今、お2人の発言はちゃんと合理的理由が要ると思うんですよ。</p> <p>1つは、一部切取りというのは、それはマスコミがやっている話ですよ。よくやっているじゃないですか、マスコミが一部抜き取って報道すること。マスコミは認められるように、基本的にオーケーなんです。さっきもあったように、報道席ってありますからね。報道席で録音のお客さんは多分とがめられせんよね、許可すれば。マスコミは一部切取りの報道をしてもオーケーで、住民だけはもう悪者なんだという発想があるんですよ、その根底には。住民は何を悪いことするか分からへんと、マスコミは正しいんだと、あり得ないそんなこと、今の時代。反対もあり得ます。マスコミがつくることもあるし、マスコミが無罪の人を圧することはある。あったじゃないですか、現実問題。だから、合理的理由がないんですよ、そこについては。</p> <p>しかも、先ほど山本委員の発言は、一応地方自治法上の体系で市と町が同じやっているというのは基本的に市のルールを優先しますよね。確かにその条項はあるんですよ。そういう趣旨で発言されておるとしたら、非常に残念です。私らは平等だと思っているから、一方は市で一方は町だけれども、対等だと思っているんだけれども、もしそういうことで、市と町で構成するならば市が優先するんだろう、だから市のルールをのめという意図で発言されたんだしたら、それは違うと思います。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	ほかいかがでしょうか。 松田さん。
松田委員	今言われましたけれども、私、山本委員が決してそのような意図でおっしゃっているというふうには思っておりません。思っておりませんが、精華町で改正した時期を見ていただいたら、もう結構年数たつんですけれども、もうそのときでさえ、こういう録音とかいったものを

<p>松田委員 つづき</p>	<p>禁止するのは時代に合わないねという議論を相当した中で、今、そういう規則を持っておりませんし、かといって切取的に使われたりとかいう事態もございませんし、もう時代に合わせて、私はもうなくていいというふうに考えております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかいかがでしょうか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>現在、SNSとかそういう意味で、かなり切取り問題、以前以上に課題になってきております。そのような懸案事項のある中で、これは大変必要だと。何も放送局がどうこうされているのに一般人が、そういう区別ではないと思います。佐々木さんはどのような文言で言われるかは知りませんが、今、大変こういうものが逆に脚光、懸念材料として出てきておりますので、この文言は改正案でいきたいと、私はそういう意見でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかいかがでしょうか。 谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>今、スマホがこれだけ便利になって、録音にしても録画にしても写真撮影にしても手軽になっている今、切り取る、切り取らないとかも、それ、もう追跡しようがないという時代でもあると思うんです。ですから、ここで禁止したとしても、ほかの方法で切り取って悪用することはもちろんできますし、そういうふうに考え始めると、もう切りがないと思います。 私もやっぱり時代に合わせて規則は変えるべきだと思うので、これに関してはもう不要だと考えています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか。 谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>私は山本さんと同じなんですけれども、時代の流れは確かにそうなっておるんですけれども、事務局も大いに検討した結果、改正案としてそれは残していこうというスタイルで来ておられますので、急にこの文言を変えることもないから、確かにおっしゃることもよく分かりますけれども、今の時代にそぐわないかもしれませんが、今、あえて変えていく必要はないかなというのが私の意見です。 以上です。</p>

宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	<p>はっきり言ったら、さっき言われたように、今の時代、これを入れてもほぼ意味がないんですよ。あえて残すとしたら、今さっき事務局からあったように、後々措置を取るということ、その決意があるかどうかなんですよ。</p> <p>逆に言えば、うちの会議、委員会の本会議を誰かがひそかに録画しているかもしれない、録音しているかもしれないという前提で、悪者がいるという前提で、参加した人のSNSなどネットを全部チェックする。悪いことをしていないかどうかチェックする。何らか今までも出ているように、切取りの、もちろん普通私らだって議会報告をするときに、例えば住民に報告するときに、例えば1時間の一般質問を1時間かけて説明しませんよ。要約するなり切り取って説明するわけですよ、私らだって。さっき言った、そういったひそかに録音を犯した人を徹底追跡をして見つけたら、さっきもあったように裁判に訴える、プロバイダーに取消し請求をするということでしょう。だから、そこまでの覚悟があるんだったらやったらいいんですよ。覚悟があるんだったら、徹底的に傍聴者の素性を全部チェックして、ネット上。そういうことをやる気がないんだったら、もう廃止すべきですよ。だから、これを残しておくということは、これを残したことを担保する制度が絶対要るんですよ。</p> <p>例えば、刑罰だって、物を盗んだというのはあかんというのを決めます。決めても、物を盗んだ行為に逮捕はできない、裁判はかけられない、返還を求められないような状態だと意味ないじゃないですか。だから、刑法というのは、物を取ったらあかんよというのは、そこには例えば罰金であるとか懲役であるとか書いてあるわけですよ。それを事件として警察が行って、裁判所があって、悪いことをしたら捕まえて、その後にペナルティーが科せられるわけでしょう。だから、残すんだったらそれを担保する、絶対こんなことをしたらあかと、一人でもこんなものは抜けてできないという担保の責任をつくれるんだたらやったらいい、残したらいい。現実的には不可能です、そんなことは。今のこの時代、不可能です。不可能なことを要するに置いとくというのは極めて無責任だと思います。</p>
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	<p>文言があれば担保するとあるんですけども、そういう考え方もあります。</p> <p>しかし、少しでも現在のSNS等、進んで切取り、恣意的な利用等は今進んでおります。それが少しでも抑止になればいいんです。これがあることによって、悪用という言葉は駄目ですが、恣意的な利用に</p>

山本委員 つづき	はつながらないと、そういう考えをしております。何もこの文言があれば100%今の時代阻止できると、そういうのではなく、これがあれば少しでも抑止効果があり、意図的な利用にはつながらないと、そういうことを私は願っており、また、それがあべき姿だと、こういう文言は必要だと思っております。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	私は、それは、今おっしゃられたことはちょっと正反対かなと思うんです。 逆に、傍聴とかに来てくださった方がその様子を写真に撮って、SNSとかインスタグラムで皆さんに知ってもらおうということがもっと議会のことを知ってもらおうきっかけにもなるし、私はいいい方向に使えるとは思っています。悪用する人もいるかもしれないけれども、
山本委員	悪用とは言っていません。恣意的な。
宮嶋委員長	山本さん、ちょっと発言控えてください。
谷口委員	でも、もっと身近に議会を感じていただけるきっかけに私はなり得ると思っています。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	佐々木副委員長も、私の発言に対して過激な発言に言い換えられております。谷口委員も今、私、「恣意的」なのにその文言を変えて言っておられます。それは正確に私の言葉を言っていたらありがたいと思います。
宮嶋委員長	山本さん、その過激というのはどういうことを指して過激。
佐々木 副委員長	そうです。具体的に言ってください。正確に言ってください。
山本委員	これから、そのときに言わせていただきます。

佐々木 副委員長	違う、違う、いいですか、委員長。 私のどの発言をどういった発言と言ったのかははっきりしてください、それは。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	例えばこの文言、100%担保するために事務局がどれだけ取り組んでいるかと。これを私は「過激」という言葉で発言させていただいております。過激と同じです。この文言を、あるがゆえに抑止になればという意味合いで言っています。
佐々木 副委員長	だから、私の、
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。
佐々木 副委員長	よろしいですか。私のどの発言が過激なんですか。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	この文言を100%担保するために事務局はどれほどの活動をするかとか、そういうものではないという意味合いで言っているんです。
佐々木 副委員長	分からない。
宮嶋委員長	すみません、時間が大分過ぎています。 それで、先ほどから幾つかの点で、多数決を取らせていただいたんですけども、賛否が分かれてはいますけれども、その差が近い、いわゆる僅差での結果になっています。 今日はもうそろそろ議論を終えて、次のことにしていってはどうかと思うので、今の撮影、録音の問題についてももう一度考えていただくということで、ここで今日の質疑は打ち切りたいと思うんですが、いかがでしょうか。いいですか。 よろしいですか、山本さん。

山本委員	何か時間的に制約があるんですか。
宮嶋委員長	この後も、例えば次、日程を確認したり、それから進め方についてもう一度整理したりしようと思えばそろそろ終結かなと思っているわけで、これで終わりということではなくて、継続するためという意味合いですが。
山本委員	はい、結構です。
宮嶋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>そしたら、第9条のところ、結論は出しておりません。この規定をもうなくしてはどうかというのと、この規定のままでどうかというのと2つの意見が分かれた状況で、今日は置いておきたいと思います。</p> <p>それで、あと残っているのは、第10条と第11条と併せて会議規則の第103条に議員の携帯品の規定があります。ここでは、傍聴規程にあったつえなどのことはなくしていますし、今議論になっている写真機、録音機の類のことも出てきておりますので、これについては事務局案はありません。できましたら、次回の議運を開く例えば1週間前ぐらいまでにそれぞれ案を提示いただいて、皆さんにもそれを見た上で次回臨んでいただかないと、これ、一から言葉をつくらなあかんということになりますので、それをお願いできないだろうか。今の第9条のことの結論がまだ出ていませんので、写真機及び録音機の類のところにもまた議論があるかも分かりませんが、それも踏まえて、ちょっと第103条についての議員の携帯品、これについてどうすべきかということ、案をつくってください。</p>
山本委員	議員ではないでしょう、議員ですか。
宮嶋委員長	<p>議員ですよ。これ会議規則の規定ですので、議員が議場に入る、議員だとか、もちろん事務局や管理者なども含まれますが、議会を構成する者ですね。議会を構成する者はこういう規定がありますので、そういうことです。言葉をつくってきていただく。</p> <p>次回の日程はこれから決めるんですが、1週間前ぐらいにはもうそれを事務局に出していただいて、また事務局からフィードバックしていただいて次回臨むということで、この傍聴規則と、それから会議規則については決着をしたいなと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>じゃ、そうさせてもらいます。 それで、先ほどの休憩時間で少し、木津川市議会の9月定例会の前の議会運営委員会が8月24日の木曜日にあります。この前後でということで少し調整をさせてもらったら、木津川市議会というたら18日の金曜日、21日の月曜日、それから、これは22日の午後からこの仕事があるようですので、22日の午前中、精華町も聞いていただきましたが、3人ともオーケーなのは、実は8月21日の月曜日のようです。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ただ、時間帯による。</p>
<p>松田委員</p>	<p>ああ、入っている。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>午前はね。</p>
<p>松田委員</p>	<p>午前中。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>午前はあかんの。じゃ、午後はオーケーということですね。</p>
<p>松田委員</p>	<p>午後はオーケーです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それから、じゃ、今いけるので全員がそろいそうなのは8月21日の午後ということになるんですが、それで次回、議会運営委員会をさせていただくと。ほぼ1週間前ぐらいに、お盆の時期でもあるので、ちょっとそこは少しアバウトで結構ですけども、少なくとも皆さんから第103条に関わる改正案がある場合は文書で出していただいて、それが21日の午後の会議前までに全員が目を通せるような状況にさせていただくということと、第9条以降についても少し整理、議論すべき課題があるのであれば、これはメモ書きでも結構ですので、いわゆる事務局案に対してこういうところは疑問に思うなどがありましたら、第9条は先ほど議論しましたけれども、第10条、第11条のところであれば書いてください。</p>
<p>山本委員</p>	<p>委員長を通して精華町の方にお伺いしますが、午後というのは1時半だったら大丈夫なんですかね。</p>

宮嶋委員長	はい、そういうことでしょうか。
山本委員	ほんなら1時30分ということで、時間もある程度どうでしょうか。
宮嶋委員長	今日と同じ時間としたいと思うので、1時半にしておきますか。
松田委員	大丈夫です。
宮嶋委員長	整理は、早いほうがいいね。
松井事務局長	7日でしたら、連休明けの15日ぐらいにはまとまります。
宮嶋委員長	<p>分かりました。8月7日ね。</p> <p>じゃ、すみません、先ほど言いました103条の文章案ですが、事務局の整理の都合やお盆の時期の関係もありますので、8月7日の月曜までに事務局にメールで送っていただくということでお願いをします。21日の午後1時半から議会運営委員会を引き続き行くと。</p> <p>そして、もう少し今日の議論で傍聴規則のところがあるんですが、その次に、非常時における議会活動と、それから、特別委員会といいますか、委員会の活用、これについては必ず確認をしておきたいと思うんです。そうしないと、次の11月の定例会が準備できませんので、ここはお願いします。</p> <p>その上で、佐々木さん、松田さんから提案いただいているこの中身、検討課題についても、時間が許す限りそれはしたいと思います。</p> <p>その上で、さらにということができるとかは、9月議会があります。10月、いろいろ日程も入ってきますので、どこまでできるかはちょっと今予測はできませんので、少なくとも8月21日にあらかたといいますか、大まかなところで確認ができるように進めたいと思いますので、ご協力お願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
佐々木副委員長	1つよろしいか。
宮嶋委員長	はい、佐々木さん。

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だいたいはいいんですけれども、3の前議員、伊藤さんの件です。</p> <p>私は、別にこの議会自身がちゃんとしなあかんところまで求めるという、最後まで求める気はありません。ただ、こういう事象が起こっている以上、これ京都府の障害のある人もない人も何とか条例というのがあるって、その条例にはいわゆる相談制度が、相談制度という名前だけれども、簡単に言えば通告制度です。府下で起こっている差別事象の通告制度というのがあります。この議運として、議会として動かないのであれば、やむを得ないから、私、カウントしてもらってました。事象が起こったのは1月だから、これが。何度かその改善を求めました。けれども、結果的に2月の下旬ぐらいに来たものは、いわゆる議会としての意思表示ではなくて、ご本人の謝罪の表明で、簡単に言えば内輪処理になっていくんです。</p> <p>これ、内輪で処理していい問題ではありません。ましてや公開の委員会で発言されていた案件なので、議事録に残っています。遅かれ早かれ、これが発見されれば問題になります。だから、私は1月、2月の段階で、そうなる前に議会としてしっかりと事実を公表して、反省をして、今後そういうことが起こらないように努力しますという、例えばそういうふうな意思表示することによって、事を大きくしないようにという提案をさせてもらいましたが、そうっていないので、今日はもう最終確認と思っているんですけども、もうこの議会で問題にしないということであれば、それはそれで結構です。京都府に力を借りますということですから、それだけ確認をしていただきたい。</p> <p>それを考えるに、あと1か月で、例えば今の委員長があったような8月21日まで待つとすれば、そこまでは待ちます。だけど、それ以上は待てません。考えが変わらないんやったら、もう今日打ち切ってもらって結構です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ホームページに議会運営委員会の議事録が載っておりますので、1月18日、あわせて2月8日の議事録の中で、今、佐々木さんから言われた中身は読み取ることができるかというふうに思います。議会としては、今はそれで終わっております。佐々木さんからは、今言われたような趣旨が言われております。</p> <p>次回の議会運営委員会の優先課題は、先ほど言った3項目が優先課題ですので、必ず伊藤さんの発言の佐々木さんから提起されている問題が時間内にできるかどうかは、それは分かりません。だから、8月21日まで待つというようなことをここで言うことはできないです。</p> <p>ただ、そのことについて、今、佐々木さんのほうからあったようなことが、佐々木さんとしてそういう行為に出るといふ発言でしたが、それについて、皆さんから何かご意見あれば。</p> <p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>私、議事録は読んだんです。問題のある発言というふうに私も思い</p>

<p>谷口委員 つづき</p>	<p>ました。 議会としてというのは、ここの環境組合議会として釈明をするべきという意味ですか。どんなふうな手続をすべきということなんでしょうか。そこがちょっと分からないので。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さんからは具体的な案のようなものはありましたが、それをここで確認しているわけではありません。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>簡単に言えば、要するに、人間ミスを起こすから、そのこと自身は責めるわけにいかないと思うんです。だから、例えばミスを起こし失敗した場合に、しかもそれが他人の人権を侵すような発言、言動だった場合というのは、やっぱり率直にそれを認めて、隠して黙るんじゃないし、自らが公人として行動すると。それはご本人の行動だと、もう本人は議員さんじゃないからね。私はご本人の行動よりも、やっぱり議会運営委員会もしくは議長名で、要するに議会としてのこういうふうに扱いましたと、本人はこういうふうに関心して反省していると、議会としてはこういったものの再発が起こらないように、例えば再発防止のために努力をしますというようなことをこちらから積極的に、情報隠蔽じゃなしに情報を明らかにする。</p> <p>例えば、ちょっと古い話だけれども、前にJR西日本が事故を起こしたじゃないですか、107人が死んだ。あれ以降、西日本の対応というのは、ちょっとしたミスでも公表しているんですよ、ホームページ上で。例えば1分早く出発しましたとか、例えばタイヤで1分早く出たようになったという、ささいなことかもしれないけれども、人は死んでいないんだけれども、ミスはちゃんと自ら公表する、そのことによって世間の信頼を得ようとしているわけですよ。同じ理屈です。ミスをするのは仕方ないけれども、したならしたんではっきり認めて、反省をして、そして組織として対応するということをすべきだということを申し上げてきて、その趣旨で私は案を書かせてもらっていると思います。</p> <p>ただ、さっき申し上げたように、残念ながら、多分議長を中心に検討されたんだと思うんだけど、そこは分からないですけど、議長や事務局を中心に検討されたと思うんだけど、2月の下旬ぐらいの私らに送られてきたペーパーでは、さっき申し上げたように、ご本人の議会に迷惑かけたみたいなのの中身のおわび文みたいなのが送られてきただけで、言っちゃ悪いけれども、また過激と言われるかもしれないけれども、隠蔽したままだと、世間に公表されていないという状況があるということで、私もこのメンバーの一員だから、だからといってすぐにおかしいと言うわけにはいかないんで、半年間様子を見ていましたけれども、いまだもってそういう動きがないので、6月23日の締切りの、今日、前に皆さんに配ってもらった、出した</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>意見のペーパーの中で組織として対応すべきだということを申し上げているんです。</p> <p>ただ、もう一遍言いますが、これをずるずるといくんだったら、もうここで打ち切りましょう。打ち切って、対応しないという方向を決めましょう。そうじゃないと、世間から見れば、何をいつまで考えているんだという話になっちゃうからね。既に6か月経過しているわけです。8月で7か月経過するわけです。あまりにもそれは常識的に遅過ぎる。もしこれがどこかの学校がいじめを何か月も放置したら、それは言われますよ。だから、一日でも早く対応したほうがいいというのが私の意見だけれども、みんなの合意にならないんだったら、もうそれで打ち切って、内部処理ができないということになるわけだから、自浄能力が発揮できなくなるわけだから、もう外部の組織の仕組みに委ねるということだけです。</p> <p>ちょっと一言付け加えておきますが、法改正がされて、令和6年4月から、この障害者に関する差別解消法の合理的配慮が義務規定になりますよね。努力義務から義務規定になりますよ。そういう時代を今迎えているんですよ。ということも踏まえた上で対応を検討してほしいということで、6月23日で出させてもらって、既にもう1か月ぐらいたっているわけだから、十分皆さん読まれていると思うので、もう判断してもらったら結構ですということです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい。いかがでしょうか。</p> <p>はい、松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>ここの組合議会議員になったときに少しばかりご説明をいただいて、文書も一部頂いているんですが、どういう状況の中でそういうことが起こって、その後、どういうふうにも本議会としてやってきたかというのが、ちょっと何か私の中では分かっていない部分が、分かりづらい部分があるんです。</p> <p>だから、もしあれであれば、文書でも何でも結構ですから、その経過について分かるようなものをちょっと示していただかないと、この議論にすら十分加わっていけないというふうな事態になっていますので、その点いかがでしょうか。大まかなことは分かるんですけども、よく分からない。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかご意見ありますか。ないですか。</p> <p>今、松田さんからいただいたことは、何か事務局から出しているもので、それに関わるものがあつたんですか。ないですか。それについて事務局から、今、松田さんが求めるようなものは、事務局長。</p>

<p>松井事務局長</p>	<p>本件に関しましては、先ほど佐々木副委員長のほうからありましたように、様々な経過がある中で、最終的に議会運営委員会の中で、最後の整理については、その委員会の中で、議長と議運委員長と当人に任せると、最終の判断をお願いするというので一旦その会議を終えられて、その後、当時の議長と議運委員長と当人、そこに私どもも報告というか、私らも話を聞くということで、同席はした回はありますけれども、全てではないんですが。その最終的なご判断に至るまでの間で、我々事務局としてもお話を議長、委員長、当人のおられるところへ入れていただいて、お話を聞かせてもらったことはございます。</p> <p>そういった経過を基に事務局で資料を作成することは可能かと思いますが、あくまでも元の内容につきましては、議長、それから議運委員長、当人でいろいろとご議論なされたこともあろうかと思えます。そこらまではちょっと事務局のほうでは、全てを記載したものをお配りするというのは無理かとは思いますが、経過的な、そういった資料については、議事録等も参考にしながら整理することはできるかなとは思ってはおります。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>ですから、ちょっとご面倒をかけますけれども、その内容、お示しただけの経過についてだけでもちょっと教えていただきたいというふうに思います。どこが十分でなかったのかというあたりも、自分らの中で検証した範囲でご意見を言いたいというふうに思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>全容は先ほど言いました議事録が基本ですので、そこを読み取っていただければということと、その元の出発点は今日議論しました傍聴規程を改正するかどうかというのが出発点であって、結果的にはそういうことも踏まえて、今、傍聴規程の見直し、改正を行っています。</p> <p>佐々木さんから出ている、そういう発言があったこと自体が問題なんだから、それ自身をこの議会として公にすべきだということを佐々木さんが求めています、それについてはそこまで至っていません。先ほどあった当時の議長、それから伊藤さん、それから当時の議運委員長だった私、必要に応じて事務局が入っていただいたところで整理をして、伊藤さんからのいわゆるおわびの文書などを送らせていただいたということで終わっています。</p> <p>で、どうしますかね。今日自身というたらもう時間もないし、これをやり出すと多分もう少し時間がかかるだろうと思うんです。ただ、21日にこれを優先事項にしちゃうと、後のことがどこまで保障できるかということもありますので、ここでの今の議論は今日の続きから始めて、残っている2つの案件については終わりたいと思っておりますが、その上で時間があれば、今の話や広報、広聴の問題なども議</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>論はしたいと思っておりますが、優先順位としてはそうしたいと思っています。 はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっとさっきの話を補足しますけれども、伊藤さんが例えば1期議員とか、当選して1年目、2年目の議員さんだったらまだ分かるんですけども、そうじゃないでしょう。普通議員というのは、自分の発言が失敗したと思ったら、発言取消しの申請をしますよね。申出をしますよね。だから当たり前の話なんですよ。ということは、その発言された時から、そのとき私が指摘してるんですよ、おかしいよと。会議録を見ても分かるように、おかしいよと。にもかかわらず、彼女は修正をしなかったんですよ。訂正、取消し整理をしなかった。そのままその会議は終わっちゃったから、いわゆる会議不継続の原則というか、要するに取消し期限って決まっていますよね。それを過ぎちゃっていたから、もう次の2月の段階では取消しはできないということでスタートしている。なので、おわびの話になってくるわけですよ。 ただ、その中でも、当時の森本副委員長は私の発言に対して、やっぱりちゃんとホームページにアップして意思表示したほうがいいよとおっしゃっているんですよ。けれども結果的に、ちょっとどうなったかその後分からないけれども、さっきあったように、事務局と議長と誰かが相談したか分からないけれども、さっき申し上げたように内部処理というか、内部処理のおわびで終わっちゃったという経過があるんです。 私は重要やと思っているんですけども、今あったように、次回の8月21日の当委員会でもそれが議論されるか分からないという状態があるんだったら、もうこれで打ち切りましょうよ。これ以上内部で時間だけ過ごすのは、世間から見てだんだん理解がしにくくなっていく。これだけ発表するような対応したんかというのは、世間から見たらバッシングを受けます。だから、もう判断してもらったら結構です。判断というか、議会としても議論する必要はないというならなくて、もう何遍も言いますが、この問題は、前からこの会議録があるから見といてくださいと申し上げています。この6月23日に出した分も、これ6月の下旬には配っていますよね。全議員に配っているわけだから、3週間ぐらいあったはずですよ、今日まで。だから、どうということかというのは多分皆さん理解していると思うんです、それは。なので、これ以上時間を取っても仕方ないので、次回の議題にならないという可能性があるんだったら、もう打ち切ってもらったら結構です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今の佐々木さんの発言で、この問題は次の議題の優先議題になりませんので、打ち切るということでよろしいですか。</p>

佐々木 副委員長	議長もいいですね。
森田議長	ちょっと待って。私もまだ間がないものやから。
佐々木 副委員長	だから、もうこれは終了したということです。不問に付すで、これしかししないということです。
宮嶋委員長	<p>不問というところちょっと正確を欠くかも分かりません。少なくとも2つの議事録を見ていただいたら、伊藤さんが誤りを認めていることは事実です。ただ先ほど言われたように、1月18日の発言を取り消すということはもうできませんので、これは1月18日、2月8日、セットで公表していますので、それを見ていただくということです。だから、もうそれ以上のものではありませんというのが今の状況です。</p> <p>佐々木さんは、それについては大変不満だし、それは間違っているという指摘の中で、そういう京都府の機関があるので、そこへ通告をしたいというふうに言っておられるわけです。</p>
佐々木 副委員長	ちょっと違うかな。
宮嶋委員長	ちょっと違う。
佐々木 副委員長	<p>だから、何遍も言っているように、この2月にも言いましたけれども、私たちの起こしたことだから私たちで解決しましょうよと言っているんですよ、それは。自浄能力を働かせて、さっきも、ミスはあるんだから、ミス自身をさらけ出して、ミスが起こったことをしっかりと反省して、組織として対応しましょうよというのはずっと言っていることです。</p> <p>だから、5月に改選があって新しいメンバーになったけれども、それはちゃんと情報提供はしているわけだから、その段階で皆さんが殊さらこれを再燃させる必要はないということだったらもういいよという、別に私は脅かしているわけじゃないんですよ。基本的に今日の段階まで、この8人でこの問題を解決する方向で動くんだったら、それは期待をしていたわけですよ。人権問題を、人権侵害の発言に対して、人権侵害を回復するような、あとは真摯に真面目に反省して、自ら発表するようなチャンスがあるかなと思ってこれを書かせてもらったわけで、だんだんもう5時だからそこは難しいけれども。</p> <p>だから、もう一個駄目なのは、さっき委員長がおっしゃったよう</p>

佐々木副委員長 つづき	に、本人が反省したのは間違いない、それはそうなんです。ただ、それをなぜホームページで公表しなかったかなんですよ。今の段階では会議録を見れば分かるけれども、彼女の反省文は私たちしかもらっていないです。関係者にしか、こういうメンバーでしかもらっていないですよ。公表されてない。だから、外部から見れば内輪の問題、内輪で処理したように見えちゃうんですよ。ひそかに内輪の問題で内部処理しちゃったと見えちゃうんですよ。それは非常にまずいということを繰り返し言っているの、もう一遍言いますが、今日、私はこの8人に期待をして今日まで来たんです。それがもう解決しないんやったら、それはもうこの内部の自浄能力がないという判断をせざるを得ないので、外部に力を貸してもらおうというふうになるんです。
宮嶋委員長	はい、谷口さん。
谷口委員	佐々木さんの謝罪というか、公表するたたき台みたいなものは何かつくっていますか。
佐々木副委員長	ないないない。
谷口委員	それはつくられていない。 議長と議運委員長と本人と事務局で何か話合いの場があったと。その話合いで結論として、そういう議会としての釈明はしないという結論になったということなんですか。
佐々木副委員長	でしょうね。
谷口委員	何で。
宮嶋委員長	いや、議会として釈明をしないというふうに決めたわけじゃなくて、伊藤さんが出された文書を全員にお配りする、そして議事録を公開するということで。
佐々木副委員長	議事録公開は、そんなん関係なく公開せなあかんやんか、それは。

谷口委員	でも、その議事録、謝罪の議事録ですか。
宮嶋委員長	その中に謝罪の言葉が入っていますね、2月8日のところに。私が1月18日に発言したことは間違いだったということ、彼女はこの委員会の場で発言されていますよね。
谷口委員	なるほど、それがああるので、もう公の場で釈明じゃないですけども、その発言を取り消されたということで、議会としてのホームページに何か釈明をアップするというのは見送ったということですか。
宮嶋委員長	そうですね、少なくとも今の時点ではその結論は出してないです。 だから、佐々木さんがそれについて結論を出せということで今回提起をされているわけだけれども、今日自身も時間がなくて、次の8月も、それを第1議題にして、それができるまでやるんだというんやったらいいけれども、必ずしも迫られている課題との関係でいうたら、それは第1番にならないからね。だから、もうその保障がないということ。やらないとは言っていないが、8月21日、100%結論を出すところまではいけるかどうかは分かりませんと言わざるを得ないのでね。 どうしますか。 はい、谷口さん。
谷口委員	私としては、やっぱりそういう差別の問題というのにこの議会が積極的に、差別解消法というのを尊重した議会としてやっていきますというアピールの意味で釈明というのはしていいんじゃないかと私は思うんですけども、皆さんはどのように考えておられますかね。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	谷口委員、差別、差別と、言葉は確かに差別。差別というのはどういふことを差別と言っておられるのか、内容。
谷口委員	見ました、議事録、つえについての。つえの持込みについての発言です。だから、つえを持っている人がそういう危害を加える人みたいに言っているということが差別ということで、問題になっていたというふうに理解したんですけども。

宮嶋委員長	山本さん、どうぞ続けて。
山本委員	<p>私は議事録を見ていますと、白杖ですね。これは相手に危害を加えるという言葉があったかどうかは分かりませんが、になると、可能性はあるという意味合いでした。ただ、障害者とかそういう、あのときはその人に対して何も差別するとかいうものではなく、白杖が相手に危害を加える武器かどうかまでは覚えていないんですけれども、そういうものになるという趣旨でされたというふうに思っていますが、私はそういう議事録で理解しております。</p>
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	<p>ですから、つえを持込み、つえを持っている人は入れないとか、つえの持込禁止というルールを維持してしまうということは、そういうつえを持っている人の権利を奪ってしまうということですし、伊藤さんが武器にもなるというふうに言ってしまったということは、やっぱりどう考えても間違いの発言です。</p> <p>だから、それについて、個人の問題としてではなく、議会としてもそれをしっかり取り組むというのは、私はやっていいと思っているので、先ほど発言しました。</p>
宮嶋委員長	<p>ほかいかがですか。</p> <p>谷川さん。</p>
谷川委員	<p>議会として議運委員長と議長とされて、そこで打ち切られたんやけれども、それで駄目だということですよ、佐々木さんが言うてはるのは。駄目だったらそういうのはしていかなあかんの違うのかな、駄目だということを、明らかになったんやったら。</p> <p>私も、そういう雰囲気も出ていませんし、ちょっと分かりませんけれども、佐々木さんがそういう具合におっしゃるんやったら、それはいいことじゃないので、きちっとしとかなあかんということをおっしゃっているとは思えんけれども、それやったらしていかならんのと違うかなと。</p> <p>ただ、議長とその当時の委員長と事務局も含めて、相談の結果、これでいけるということで整理されたんかなという具合に思っているので、それはどうなのか、ちょっと聞きたいですわ。整理のやり方ですわ。</p>
宮嶋委員長	ただ、それ自身、議会運営委員会をその後開くというのは、事実

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>上、それぞれの3月議会があって、日程的には開けませんでしたし、もうそのまま来ているということですね。だから、その当時行ったことが全てそれで終了というふうに確認したわけではないけれども、實際上、議会運営委員会が開られないという中で今経過をしていると。それに対して佐々木さんがそれはおかしいということと言われておりますので、もうここで議論しませんとか決めたわけではないし、皆さんが合意いただけるようやったら、それは当然。</p> <p>ただ、佐々木さんはもうタイムリミットですよと、今日、8月21日にそのことをしないんだったら、もう打ち切りましょうということやから、皆さんが8月21日、少しでも時間を取って、そのことについて、めどが立つかどうかは分かりませんが、議論しましょうというのであれば、今日は8月21日の運営方法を考えなあきませんが、一定の時間を取ってそれをやるということによければそうしますが、それで皆さんがええと言わはったら、そういうこととしたいと思いますが。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>問題ありきやったら、やっぱりしていくべきやと思うんですね。私もちょっと事詳しいことはまだ分かりませんが、もうその日は別にしてもやっていくべきやと。それはそれとしとして、それが問題ありきやったらきちっとしていっとくほうが、先々のことも踏まえていいと私は思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かりました。</p> <p>すみません、もう5時になりますので、終わりたいんですけども、じゃ、どういう、議会として公に表明する、ホームページに紹介するということになるかと思いますが、こういうものを紹介すべきだという、これもたたき台的なものがあるようでしたら出していただいて、それを議論して、皆さんで確認できるものやったら確認するし、できないものやったらまた別のことを考えるというふうにして、8月21日の一定時間はその問題を議論するというふうによろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そしたら、もう一つ、8月7日までにどういうことをすべきかという、具体的な文案とか案などもあれば、それも事務局、提起していただけますやろうか。</p> <p>(はいの声)</p>

宮嶋委員長 つづき	じゃ、課題が幾つか残っておりますけれども、これをもちまして今日の議会運営委員会を閉じさせていただきます。 ありがとうございました。 <p style="text-align: right;">(1 7 : 0 1)</p>
	この議事録の記載は、適正と認めここに署名する <p style="text-align: right;">委員長 _____</p>